

# 「統計品質論」から見た日本の統計－ヨーロッパ統計実践規約を材料に－

伊藤陽一（日本統計研究所所員/ 経済学部）

## はじめに

日本統計研究所の所員の伊藤陽一でございます。本日の統計研究所の大内賞受賞シンポジウムに、日本の統計界－政府統計家と学会－の重鎮や指導的位置にある方々をふくめて多数に御参加いただき、心から感謝申し上げます。このような集まりに際して、統計研究所の側から、折から日本で進められているおよそ 60 年来の大きな統計改革を念頭において、なんらかの新情報を提供できればと考えました。それで、私がここしばらく注目している、いわゆる「統計の品質」論をめぐる国際動向の中から、特にここほんの 2-3 年の間の動きとして目立つ、ヨーロッパ連合における「ヨーロッパ統計実践規約」を取りあげることにしてみました。当初の予定論題は「統計品質論から見た日本の統計」という、いささか大きく漠然としたものでした。統計品質論について概略をお伝えした上で、特にヨーロッパ統計実践規約にしぼって、内容の概略をお伝えし、これに照らして、日本での『統計制度改革検討委員会報告』と目下国会で審議中の「新統計法案」をいくらか検討してみようというものです。

当日は、以下の構成によって、パワーポイントによるプレゼンテーションで配布資料を参照しながら説明する形をとった。今回の『所報』の特集号へのこの報告の収録にあたって、内容を、論文形式に変え、当日は省略した幾つかの点を補強した。

## 報告の構成

### 1 統計の品質論とヨーロッパ統計実践規約

#### 1.1 統計品質論の概略

- (1) 経過 .....資料 1 : p.1
- (2) 原則－枠組み .....資料 2 : pp.2-3
- (3) 品質対象と品質構成要素 .....資料 3 : p.4

#### 1.2 ヨーロッパ統計実践規約

- (1) ヨーロッパ統計実践規約本文 .....資料 4 : pp.5-8
- (2) 自己評価と調査票 .....資料 5 : pp.11-18
- (3) 同業者評価－評価点、評価作業日程、評価例 .....資料 6 : pp.19-24

### 2. 日本の現下の統計改革をめぐって

- 2.1 統計原則と統計基本計画 .....資料 7 : pp.25-26
- 2.2 今後の統計改革論議と改革に望まれること ⇒ 資料 4 : pp.5-8 下線, 囲い

# 1 統計の品質論とヨーロッパ統計実践規約

1 では、まず統計品質論の概略と経過を簡単に紹介して、その中で「ヨーロッパ統計実践規約」の位置を示し、この実践規約を少々詳しくみることにしたい。

## 1.1 統計の品質論の概略

統計の品質論については、筆者はこれまで幾つかの機会にとりあげてきている<sup>1</sup>。この統計の品質論とは、1960年代前後までというべきであろうか、過去における「標本誤差+非標本誤差」といった統計データの狭い属性だけでなく、特に統計利用者のニーズをクローズアップして、その統計の入手可能性他の属性(品質構成要素あるいは品質基準)を広く問う論議である。最近の展開をみて、筆者が過去に紹介し論じたある部分については、若干の補強等が必要とも考える。しかし、ここでは基本的には過去の資料を再掲する形で、経過、論議の対象、品質評価枠組みと品質構成要素、品質評価と結果の公表、の順に、概略を説明するにとどめる。

### 1.1.1 経過 統計品質論の経過に関して表1を示したい。

この論議が盛り上がっている背景として、筆者は2000年に(伊藤:2002)以下のように書いた。

「この論議が盛んになった背景や要因としては次の点があろう。①社会・経済変化—特にアジアの経済危機—の中での統計データの立ち遅れが、ここ20年間ほど継続したことへの不信の拡大、②*The Economist*誌による1990年代初頭における各国統計制度の評価ランキング付け(92/9/7,93/9/11)<sup>2</sup>のショック、③統計利用者本位という考え方の拡大・深化、④統計活動をめぐる環境諸条件の変化—予算削減、(生活諸条件の変化に一部起因しながら)統計活動への国民的協力の低下、⑤「政府統計活動の原則」、「統計家の倫理」等の原則や綱領の1980年代後半以降の樹立・確認・重視、⑥政府情報の公開思想の拡大、⑦評価・点検・格付け思考の拡大、⑧IT活用の拡大:インターネットの普及、⑨1980年代後半からの国際統計界での相互交流の加速・強化—特に、ECE/Eurostat/OECD/UN、世界銀行グループ間、多国間および2国間交流—【全体として西欧先進国主導であり、問題によっては注意を要するし、日本からのかかわり方が問われる】……

……統計の品質論議は部分的には常にあった。現在の品質論議に関わってさかのぼって引用される文献には1950,60年代のものもある。①しかし、統計利用者サービス(顧客サ

<sup>1</sup> 伊藤陽一 1999, 伊藤陽一 2000, 伊藤陽一 2005。この他に水野谷(2006b)があり、水野谷(2006a)とともに統計品質論の文献サーベイをした上での論評である。2006b所収の水野谷論文がより詳しい。伊藤陽一の上記3冊と水野谷2006aの目次を本報告の最後に付録として示した。

<sup>2</sup> 伊藤陽一 2002, p.124

ービス), 利用者への統計データやその品質情報を公開する思想の拡大は 1980 年代, 特に 1990 年代以降のものであり, 1990 年代に論議は加速している。②国別には, カナダ, オランダ, オーストラリア, 北欧, イギリス, 合衆国等が先導しており, これに各国が呼応している。」

筆者としては, 現時点でこれに三点を付記したい。第一は, 重要な要因として, 1990 年代に環境, 人口, 貧困撲滅, 女性, 人権などに関する国連の世界会議 (ここには NGO が参加した) が開かれ, 各国が目標をふくめた行動計画に約束・署名をし, その後には国連の対応する担当機関が進捗状況を絶えず評価するという形が, 広がりを持ったことがある。その後の推移を観察していて, 特にそういえる。2000 年の IAOS—モンレー会議<sup>3</sup>は, 人権・子ども・開発の諸問題に関する統計へのニーズに国際統計界がどう対応するかが問われ, ISI-IAOS が, 世界規模の社会・経済問題に統計の側から真面目で本格的な取り組みをはじめた会議であった。そして 1990 年代の国連諸会議の目標を集約した 2000 年の国連ミレニアム総会—サミットを経て掲げられた 2001 年の「ミレニアム開発目標」<sup>4</sup>は, 数値目標と進捗状況を統計によって確認しようとして, 特に開発途上国における統計の充実—統計能力の建設: **Statistical Capacity Building**—を求め, 国際比較統計の重要性をアピールしている。世界的取り組みには, 各国の統計とともに, 国際比較が必要になっている点で代表的なケースであり, 特に貧困削減に関して世界銀行による途上国統計の支援・強化の動きが目立った。

第二に, これらの統計の品質改革に向けての論議と運動では, 様々な機関が時期ごとにリーダーシップの一角に現れているように思える。国別ではカナダ, オーストラリアや合衆国 (の一部統計部署) や北欧諸国が先進的であった。1990 年代の後半に Eurostat が独自に取り組みを強化し, さらにヨーロッパ統計システムの下での EU 加盟諸国の連携が, 2001 年にはじまる統計品質のヨーロッパ会議を開催し, EU 諸国の統計の充実・強化と新加盟候補国への条件付け等で速い動きを重ねている。この間, 国際機関としての IMF が, 次いで OECD が独自の統計品質ウェブサイトを提示し, IMF は経済統計の一部の充実を後押ししている。このうち IMF が統計品質サイトを開設して, これが国際的基準を示すウェブサイトの役割を果たした。IMF はその基準・規約を修正・具体化して, その加盟国の大半において国際収支・金融・物価等の各統計について検討報告書を公表してきている。とはいえ, 国際統計レベルでは Q2004 サテライト会議以降 CCSA(統計活動調整委員会)が全体としての調整を担当し, 地域国際機関・各国統計機関に関しては, やはり Eurostat がその急速な論議と活動によって先導しており, ここでカナダ他の経験が照合され, 経験交流されているという構図のように見える。

第三に, この統計品質論の経過に関しては Q2006<sup>5</sup>の冒頭で Keynote Speech を担当した

---

<sup>3</sup> 伊藤陽一 2001a

<sup>4</sup> 伊藤陽一 2003

<sup>5</sup> 2001 年以降のヨーロッパでの統計品質会議を, 開催年次を付して Q2001, Q2004, Q2006 と呼んでいる。Lars Lyberg の報告は近刊の『統計研究参考資料』の統計品質(5)で訳出・紹介する予定である。

スウェーデン統計局の Lars Lyberg が品質概念の経過を振りかえり、また各国の状況を端的にまとめている。これについては近い機会に紹介する。

表1 統計品質論関連年表

年次	品質への取り組み事項	背景	文献(世界・日本)
	1970年代から例えば、合衆国統計では、Integrity その他統計品質の広い次元が個別的には論議されてきた。		
1985	8 ISI 専門家の倫理宣言		
1991		<i>The Economist</i> 国別統計制度評価ランキング	
1992	4 ECE 政府統計の原則	国連環境開発会議	
1993	11 ESCAP 統計委員会・基本原則検討 統計専門家 WG: ヨーロッパ原則の国際的採用を強調	▼ <i>The Economist</i> 国別統計制度評価ランキング ▼ 国連世界人権会議 ▼ 9 合衆国大統領実行令 12862(政府活動の顧客重視)	
1994	4 国連統計委員会が「政府統計の原則」を採択	▼ 国連人口開発会議 ▼ 94-95 国際金融危機⇒ IMF での統計重視	Eurostat, 統計品質研究に着手
1995	10 IMF の委員会 2 層の基準の設置を承認	▼ 国連社会開発サミット ▼ 国連第4回世界女性会議	Statistics Canada , <i>Quality Guideline, 1<sup>st</sup> ed.</i>
1996	3 IMF : SDDS 立ち上げ		
1997	12 IMF : GDDS 立ち上げ		
1998	9. IAOS 「統計の品質」セッション(アグアスカリエンティス, メキシコ)		6. IMF : <i>Guide to GDDS</i> 予備版作成・配布 Eurostat: <i>Standard Quality Report</i>
1999		11 PARIS21 設立	12. 伊藤陽一「『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文」『統計研究参考資料』No.61
2000	▼ 5 IMF:GDDS ウェブサイト開設 ▼ カナダ統計家によるスイス連邦統計制度の Peer Review ▼ 12.6-8 統計の品質セミナー, IMF/ 勧告統計局共催, 濟州島	▼ 国連総会・サミット: ミレニアム開発目標 ▼ IAOS: 『統計, 開発と人権』	OECD 統計の品質ガイドライン
2001	▼ 5.14-15 「政府統計の品質に関する国際会議」(Q2001) スtockホルム ▼ カナダ統計家によるハンガリー統計制度の Peer Review ▼ 10.17-19 データ品質の達成に関する会議, オッタワ		
2002	▼ 9. 統計活動調整委員会 (CCSA) 発足。国際統計の調整	▼ 3. IMF: <i>Guide to GDDS</i> ▼ 10 SIAP/UNDP : Regional Seminar on Statistics for	9. 伊藤陽一「『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文(2)」『統計研究参考資料』

	▼ SDMX タスクチーム設置	NHDRs ▼第13回 ESCAP 統計委員会	No.79
2003	▼10 OECD: <i>Quality Framework and Guidelines for OECD Statistical Activities</i> (Version 2003/1)	▼3. 国連統計委員会「政府統計の基本原則の実施状況」 E.CN.3/2004./21 ▼UNSD: Hdb of St.Organization	
2004	▼5.24-26「政府統計における品質と方法に関するヨーロッパ会議-Q2004」, マインツ, ドイツ ▼5.27-28「国際機関のデータ品質に関する会議」(Q2004 サテライト会議) ドイツ, ウィスバーデン ▼9. カナダ統計家によるポルトガル統計制度の Peer Review	▼OECD 第1回統計委員会 ▼10 IMF: Guide to GDDS 更新 ▼OECD:World Forum on Key Indicators	7 ONS-UK: <i>The Guideline for Measuring Statistical Quality</i> (Version1.1)
2005	▼2.24 European Statistics Code of Practice	▼伊藤陽一『統計の品質-国際統計機関における統計の品質-Q2004 サテライト会議を中心に-翻訳と論文(3)』『統計研究参考資料』No.89	
2006	▼4.24-26「調査統計における品質についてのヨーロッパ会議」カーディフ, 英国 ▼ヨーロッパ統計システム, Peer Review 進行	▼水野谷『統計の品質(4)-IMF 品質サイトと Q2004 を中心に-翻訳と論文』『統計研究参考資料』No.93	
2007	▼1. 同上 Peer Review: INSEE を公表	5(予定). 伊藤・水野谷「統計の品質(5)-Q2006 とサテライト会議を中心に-翻訳と論文」『統計研究参考資料』No.96	

注 この表は 2005 年に作成した(伊藤 2005)ものに 2006,2007 年の出来事を書き加えた。

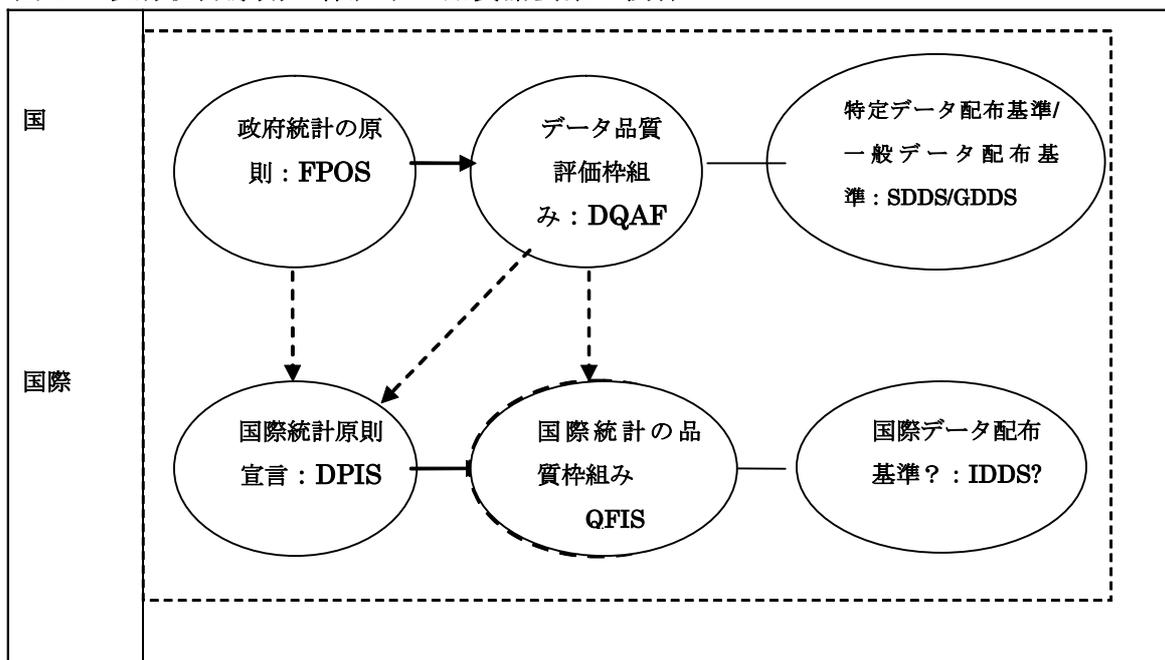
### 1.1.2 統計品質検討のための原則, 対象, 枠組み, 統計品質要素

筆者の理解では, 統計の品質論では, 統計活動の在り方全体をふくめて, 政府統計の原則が, 統計機関や統計家の明白なあるいは暗黙の前提になっていることは確かである。しかし, 統計品質論が展開されはじめた当初は, この政府統計の原則から品質基準等が論じられることは比較的薄かったように思われる。しかし, 統計品質を判断する数々の基準(統計品質要素)が多様に論じられ, 単にデータの正確性のみでなく, 利用者サービスをも品質要素として語られる中で, これら諸要素をまとめつつ, 全体の基礎になる原則として, 改めて(i)政府統計の原則(FPOS: Fundamental Principles of Official Statistics)が発発点におかれ, (ii)次いで品質評価枠組み(DQAF: Data Quality Assessment Framework)が整えられ, (iii)品質構成要素がとりあげられる形になってきている。

図1は, 国際統計の品質の検討の基準をうちたてようとする試みの中で, 政府統計の原則等を基礎にしようとする考えを示したものである<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> Ivo Havinga, Gisele Kamnou, Stefan Schweinfest and Willem de Vries(UNSD)(2004)

図1 政府統計原則－枠組み－品質諸要素の関係



(1) **政府統計の原則** この原則は10条からなり、1992年のヨーロッパでの決定を1994年に国連が採用した。日本の統計局のウェブサイトのトップページにも掲載されている。とはいえ、国際統計の品質評価基準をうちたてるために国連統計部を中心にした作業においては、この原則を単に国際的に転換する作業以上の検討があった。それは、政府統計の基本原則は「必ずしも簡潔ではなく、ありうるべき適切さを持たない」<sup>7</sup>という理解があったからだという。確かに政府統計の基本原則はあいまい性を残す。統計品質論の展開とともに、この政府統計基本原則の何らかの発展形態が要請される。そのひとつが、「国際政府統計の基本原則」であり、また2でとりあげる「ヨーロッパ統計実践規約」である。

(2) **品質評価対象と評価基準（品質要素）と品質評価枠組み** 統計品質論が広がりはじめた1990年代初頭以降、その品質評価の対象は、統計データから統計基準等に、さらに統制制度に広がり、多くの統計品質構成要素が多様にまた並列的に語られていた。筆者は1999年に、品質評価対象を図2のようにまとめ、また、品質構成要素に関する論議においては、要素の並列的列挙になっている点を批判的にとらえながら、品質構成要素を外的、内的と区分した表2によって一定の整理を試みた。さらに参考のためにQ2006の基調報告で示されたLars Lybergの図<sup>8</sup>も付録1としてかかげておこう。品質問題・概念の多様な脈絡を示すものである。

<sup>7</sup> Ivo Havinga, Gisele Kamnou, Stefan Schweinfest and Willem de Vries (UNSD) (2004) 邦訳伊藤(2005) p.13, p.18

<sup>8</sup> Lars Lyberg (2006)

図2 統計品質論の対象図

図2 統計品質論の対象図

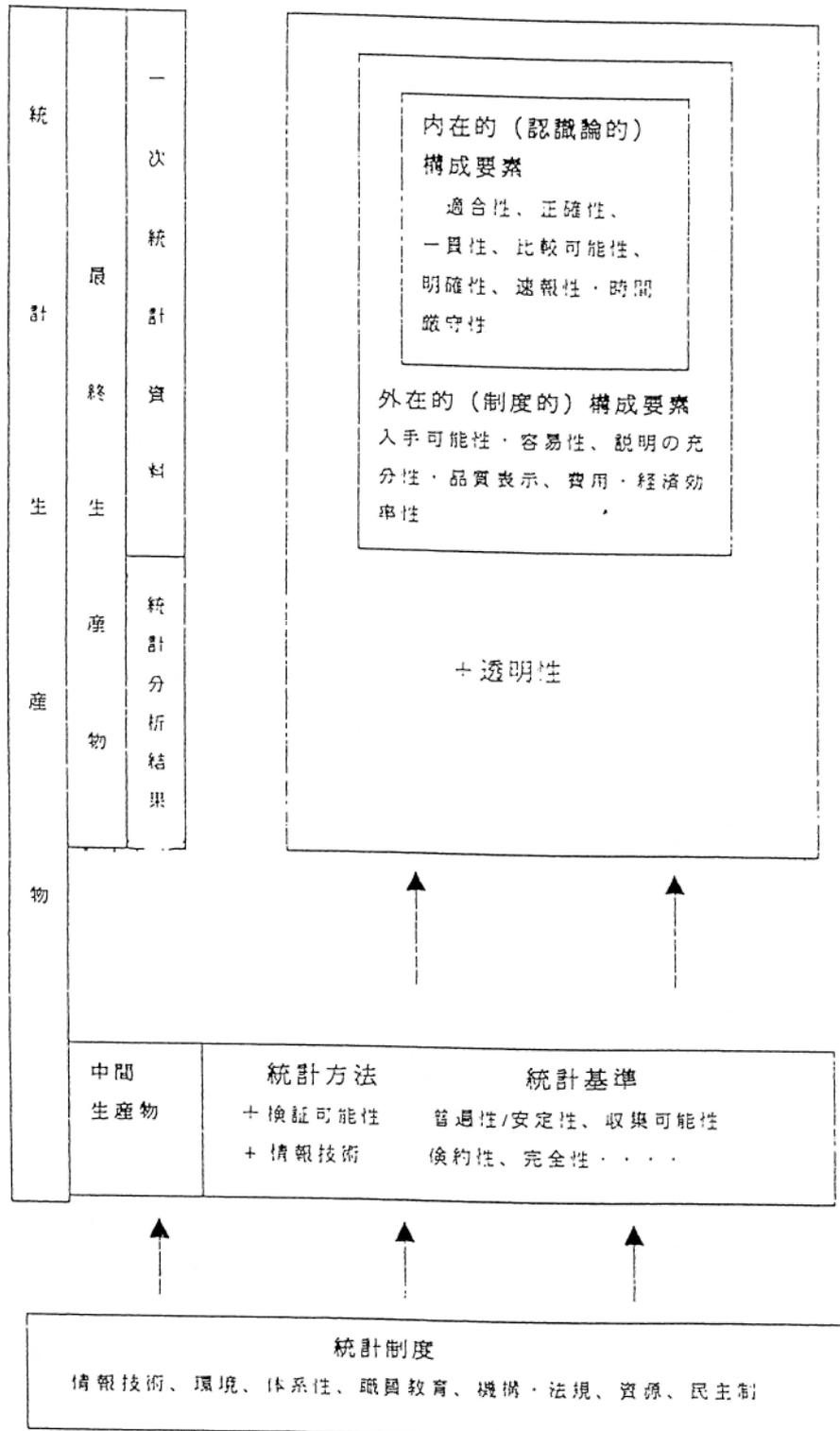


表2 統計品質の評価要素(基準)

品質構成要素	統計生産物 (最終)				統計生産物 (中間)		
	国内統計		国際統計		統計方法	統計基準	統計制度
	一次統計データ	統計分析結果データ	一次統計データ	統計分析結果データ			
1 内在的 (認識論的) 要素 適合性(Relevance): 階級・階層分析視角、ジェンター分析視角の重要性	○	○	○	○	○	○	
2 正確性(Accuracy)	○	○	○	○	○	○	
3 一貫性(Coherence)	○	○	○	○	○	○	
4 比較可能性 (Comparability)	○	○	○	○	○	○	
5 明確性(Clarify)	○	○	○	○	○	○	
6 公平性(Impartiality)					○	○	○
7 速報性と時間厳守性 (Timeliness and Punctuality)	○	○	○	○			○
8 外在的 (制度的) 要素 入手可能性・容易性 (Availability and Accessibility)	○	○	○	○	○	○	○
9 説明の十分性と品質表示 (Sufficient explanation and Quality Presentation)	○	○	○	○	○	○	○
10 透明性 (Transparency)		○		○	○	○	○
11 費用と経済効率(Cost and Economic Efficiency)	○	○	○	○	○	○	○
12 普遍性/安定性 (Universality/Stability)						○	
13 検証可能性(Verifiability)					○	○	
14 収集可能性 (Collectability)						○	○
15 儉約性 (Parsimony)						○	○
16 完全性 (Completeness)						○	○
17 情報技術の導入・活用					○	○	○
18 (地球) 環境問題への配慮							○
19 統計生産・貯蔵・配布分析の 体系性 (重複、空白の排除)						○	○
20 職員教育							○
21 以上をふくむ統計革新を遂行 する機構や法規、必要な資源 の確保など							○
22 統計生産の企画・実施・蓄 積・配布における民主制 (Democracy in the Statistical Services)							○

さて、その後の経過の中でそして、これら品質構成要素を何らかの形で配列あるいは区分した品質評価枠組み、が幾つか提起された。IMF による「データ品質評価枠組」(DQAF:Data Quality Assessment Framework)み、Eurostat における枠組み、OECD の枠組みの他、幾つかの国の枠組みあがる。これら枠組みには、品質基準を配列したに過ぎない Eurostat の枠組みと、品質構成要素に区分をつけたより包括的な IMF の枠組み等がある。ここで IMF の DQAF を紹介すると表 3 のとおりである。

表 3 IMF の DQAF (データ品質評価枠組み : Data Quality Assessment Framework)

品質次元	要素	指標
0 品質の前提条件	0.1 法律的・制度的環境	0.1.1 統計の収集, 処理, 配布の責任が明確に規定されている。 0.1.2-0.1.4
	0.2 資源	0.2.1-0.2.2
	0.3 適合性	0.3.1
	0.4 他の品質管理	0.4.1-0.4.3
1 高潔性の確保	1.1 専門性	1.1.1-1.1.3
	1.2 透明性	1.2.1-1.2.4
	1.3 倫理的基準	1.3.1
2. 方法論的堅実性	2.1 概念と定義	2.1.1
	2.2 範囲	2.2.1
	2.3 分類/部門化	2.3.1
	2.4 記録づくり基礎	2.4.1-2.4.3
3. 正確性と信頼性	3.1 源泉データ	3.1.1-3.1.3
	3.2 源泉データの評価	3.2.1
	3.3 統計技法	3.3.1-3.3.2
	3.4 中間データと統計生産物の検証	3.4.1-3.4.3
	3.5 改訂の研究	3.5.1
4 利便性	4.1 周期性と適時性	4.1.1-4.1.2
	4.2 一貫性	4.2.1-4.2.3
	4.3 改訂政策と実践	4.3.1-4.3.3
5. アクセス可能性	5.1 データのアクセス可能性	5.1.1-5.1.5
	5.2 メタデータのアクセス可能性	5.2.1-5.2.2
	5.3 利用者の支援	5.3.1-5.3.2

原出所 IMF の Data Quality Reference Site の Data Quality Assessment Framework

注 この枠組みと指標各各項目をふくむ翻訳は、水野谷(2006)

これを、国連統計部の Ivo Havinga 他は以下のように叙述している<sup>9</sup>。「DQAF が、(i) データの品質の意味と理解を明確にし、(ii) 自己評価と外部評価のいずれを通じてであれ、データ品質の評価と対話に向けて共通の構造と言語を提供したことについては一般的同意がある。DQAF に対する対称的な構造を選びながら、QFIS は 3 つの主な基礎的要素 – すなわち、(i) 統計システムの統治、組織的、制度的調整、(ii) 収集、処理、配布という中核的統計過程、および (iii) 統計生産物の観察可能な特徴 – を構成する。さらに、提案された包括的 QFIS は包括的 DQAF の直列的枠組みを仮定している。この DQAF は、5 つの広い次元とデータ品質評価の最初のレベルでの一連の前提からなる。すなわち、品質の前提(0)、高潔性の保証(1)、方法論的堅実性(methodological soundness)(2)、正確性と信頼性(3)、便利性 (serviceability) (4)、そしてアクセス可能性(5)、である。この前提と各次元は、第三のレベルでの十分に定義された指標によって測定できる第二のレベルでの構成要素によって記述される。DQAF の包括的枠組みは、これまで特定データ集合向けにさらに応用され具体化される中で、柔軟性を持つことが証明されている」。

とはいえ、この品質枠組みをもってしても、品質論議の基礎から、品質改善や評価実践の細部までを包含したものとはいえない。例えば、ここでの指標はまだ抽象的である。政府統計原則との対応も付け加えておくといよい。これらを十分にふくんだ品質枠組みづくり、さらに構成要素についても論議の余地があるが、これ以上は立ち入らない。

### 1.1.3 統計品質の道具だての実践への導入、品質評価結果の公表、統計過程の改善等

統計の基本原則にさかのぼって原点を確かめながら、品質評価枠組みを整え、品質評価要素ごとに評価を行う、というこれまで述べてきた点はいわば道具立ての紹介であった。問題は、この品質評価の仕組みによって統計活動の諸領域がどう評価され、評価結果はどうか、またこれによって各国あるいは国際機関の統計の内容はどう改善されたか、である。

統計品質論の推進委において大きな IMF の DQAF は、経済統計を中心としてデータの配布状況などもふくむ 12 分野について、国ごとにはとりあげた分野の数（更新版をふくめて）は違うが、ROSCs(Report on the Observance of Standards and Code)を精力的に発行してきた。これは 2007 年 3 月の時点では、120 カ国にわたっている。日本については 9 報告が出ている。IMF のこの評価報告書も世界的に大きな影響を与えてきた。

カナダ統計局による 2000 年のスイス連邦統計制度、2001 年のハンガリー統計制度、2004 年のポルトガル統計制度の同業者評価の公表も大きなインパクトを統計品質にとりくむ国際統計界に与えた。これらが、2 で見るヨーロッパ統計実践規約のもとでの自己評価あるいは同業者評価の手続きの具体化と実践に影響を与えていることは確かだろう。

その他の幾つかの動向については、筆者によるこれまでの論文においてとりあげているので、たちいらない。

---

<sup>9</sup>Ivo Havinga, Gisele Kamnou, Stefan Schweinfestan dWillem de Vries (UNSD) (2004) 邦訳 伊藤(2005) p.13

## 1.2 ヨーロッパ統計実践規約－新たな展開

1.1 で概略を示した統計品質論議と実践の経過の中で、ヨーロッパ統計システムに関わって「ヨーロッパ統計実践規約」(European Statistics Code of Practice)<sup>10</sup>が、ヨーロッパ評議会で2005年2月に採択された。これは統計品質論議を一段と進めた新しい展開と見てよいと考える。それは、上記の従来の統計品質論議をふまえて枠組みや評価要素を整理し、評価を実際に進める操作性を織り込み、統計品質の評価が実際に精力的に進められているからである。これを紹介し若干の特徴づけをし、後に日本の現状を論じる手段としたい。

### 1.2.1 ヨーロッパ統計実践規約そのもの

まずは、この規約そのものの全文は付録2に示した。この規約の概略と特徴をみておく。

#### (1) 概略

① 前文の後に、15条の原則からなっている。政府統計の基本原則が10個だったのに対して、より詳細化した。この15条が、制度的環境、統計過程、統計生産物という三大項目に区分されている。対応は以下のとおりである。

制度的環境 原則1：専門的独立性，原則2：データ収集の義務，原則3：十分な資源，

原則4：品質公約，原則5：統計的秘匿性，原則6：公平性と客観性，

統計的過程 原則7：堅実な方法論，原則8：適切な統計手続き，原則9：過重でない回答者負担，原則10：費用効率性

統計生産物 原則11：適合性，原則12：正確性と信頼性，原則13：適時性と時間厳守性，原則14：適時性と時間厳守性，原則15：整合性と比較可能性

② 15原則の各々について、より具体化した指標が与えられている。これは、優良な実践の指標(Indicators of Good Practice)を使って、定期的に、実施状態を検討することをめざした。

③ 目的

「この実践規約は二重の目的をもつ。すなわち、

－国家統計局とEurostatの両方の独立性、高潔性、説明責任、及びそれらが作成・配布する統計の信用(credibility)と品質、への信頼と確信を改善すること(外部的重点)。

－ヨーロッパ統計のすべての生産者による最善の国際統計原則、方法および実践の適用を促進して、統計の品質を向上させること(内部的重点)」

④ 実施の狙い

「この規約は以下の実施のために提出されている：

**管理機関**(すなわち、政府、省庁、委員会、協議会)に対して。その統計活動が、独立性、高潔性、説明責任を保証する形で、信頼できるヨーロッパ統計を生産するために、専門的に組織し、資源を付与することを確保するためのガイドラインを提供

<sup>10</sup> Martina Hahn(2006) が Q2006 に続く国際機関のデータ品質会議で概略の報告をしている。

するため；

- 統計機関とその職員に対して。高い品質の、調整されたヨーロッパ統計を生産し、配布する際の助けとなる統計諸原則、価値及び最善の実践についてのベンチマークを提供するため。

この規約は以下に対する情報のために提出されている：

- 利用者に対して。ヨーロッパ統計と各国統計機関は偏りを持たず、生産・配布される統計は信頼に値し(trustworthy)、客観的で信頼できる(reliable)ことを示すため；
- データ提供者に対して、彼らが提供する情報の秘匿性は守られ、彼らに対して過大な要求を課しはしないことを示すため。」

## (2) 特徴—他の枠組みとの比較において—

Eurostatは、この規約の制定に向けては、多面的な検討をしており、国連の統計基本原則、国連国際統計活動の原理、LEGの勧告、IMFのDQAFとを比較・検討した文書も出されている<sup>11</sup>。諸文書に指摘されている事項は必ずしもすべては取り上げられず、また大項目ではなく指標に組み込まれ、また分野区分を移されるなどの変化がある。例えば、本稿の1.1で紹介したIMFのSNA向けDQAFとの比較に注目してみると、DQRFにあった高潔性の保証における、「統計の収集・処理・配布の委託事項と条件を公衆が入手できる(1.2.1—以下の番号はIMFの細項目番号)」、及び「スタッフの行動のためのガイドラインが存在し、スタッフが良く知っている(1.3.1)」、方法的堅実性において、IMFはSNAに特化しているからであるが、「市場価格はフローとストックを評価するために使用される(2.4.1)」、「記録は時下ベースで行われる(2.4.2)」、利便性における「周期性は配布基準に従う(4.1.1)」や「訂正の研究と分析は公表される(4.3.3.)」、アクセス可能性における「詳細さのレベルは意図した聴衆のニーズに対応SASERU(5.2.2)」と「各主題分野の連絡先が公表されている(5.3.1)」は含まれなかった。

他方で、IMFのSNAのDQAFには無いもので実践規約にもりこまれたものがある。原則2の「収集義務」、行政記録を統計目的に使うことの法的参照(指標2.2—これは実践規約の指標番号。以下同じ)、原則3の十分な資源の中の、「費用と優先度設定に対して必要性を評価し正当化する手続きの存在(指標3.3.3.4)」が独自に挿入されている。原則7の堅実な方法に関して、実践規約の原則は統計的概念と編集実践:の両方をふくめているが、IMFの方は、概念を「方法論的堅実性」(次元2)に、出所データ、編集実践(統計技法)および評価を「正確性と信頼性:」(次元3)に区分している。著者は「手続き」は評価されず、「手続き」の結果が評価されているからだにとらえている。更に原則9の回答者への過重な負担、「データ報告を促進するための電子的手段の利用への言及」、原則12の定時性と時間厳守性の「予備的データを使用することを勧告(指標13.5)」も新たであるという。

IMFとの比較だけであるが、実践規約が正当であると直ちに言えるかどうか。これら品質水準の向上の度合いを背景にして、何を大項目に提出して強調すべきかの検討も必要になってくる。

---

<sup>11</sup> Eurostat (2005b), (2006b) , (2006c), Daniel Defays and Lucie Laliberte(2006)

これら諸点は日本においてこういった品質枠組みを用意する上で、検討すべき興味ある事項であるが、これ以上立ち入らず、これら実践規約が、実際の評価として展開している点に注目する。

### 1.2.2 評価の方法と実際の評価

筆者がこの実践規約に注目したのは、品質要件をヨーロッパ統計システム傘下の各国統計に要求するにとどまらず、各国が実際にこれを遵守しているのかについて自己評価と同業者評価を実施するところまで進んでいるからであった。実践規約が持つ各原則について指標を付していたのも、実際の評価・審査に進むという実践的狙いを持ってのことであった。この指標とその具体化の中で、各統計機関が求められている点も明確になってくるからである。以下、自己評価と同業者評価について、評価方法と評価結果を中心にみておこう。

#### (1) 自己評価とその方法及び結果

＜自己評価の方法＞ 2005年に実践規約を採択した後に、ヨーロッパ委員会は、規約の実施の第一年に、最初の自己評価報告を作成することを声明し、統計プログラム委員会のタスクフォースが2005年5月25日に設置されて、自己評価のための共通枠組みを作成することとなり、原則と指標を共通の調査票に具体化した。これは規約についての共同の読み、自己評価結果の一層の処理、そして規約の実施を監視する同業者評価への準備になるものとみなされた。調査票<sup>12</sup>は、規約の指標について、さらに質問項目として詳細化し、自由記入欄も一部に含んでいる。調査票の冒頭の解説部分と75ページにわたる質問部分の一部を示した例を付録3として収録した。

＜自己評価の結果＞ この調査票に基づいて2005年10-12月に、各国統計局とEurostatの自己評価が行われた。Eurostatの自己評価は、その国の特殊性にそくした形で、調査票を超えて行われた。自己評価結果全体の結果は、2006年4月24日の7ページの文書に簡単にまとめられ<sup>13</sup>、その後、2006年5月19日にEurostatによる25ページの評価報告書として公表された<sup>14</sup>。

報告書の要約部分を抜粋してみる。

「自己評価の予備的分析はESSが実践規約の次の原則が及ぶ領域において強い側面を持つことを示している。

- ・原則1 専門的独立性（現実のより完全な評価を必要とする諸問題に関しては幾つかの保留をもって）
- ・原則2 データ収集義務
- ・原則5 統計的秘匿性
- ・原則6 公平性と客観性
- ・原則7 堅実な方法

---

<sup>12</sup> Eurostat (2005a)

<sup>13</sup> Eurostat(2006a)

<sup>14</sup> Eurostat(2006d)

- ・部分的に原則 13 適時性と時間厳守性(配布実践と手続きに関する限りである。しかし、幾つかの領域のデータの定時性に関しての留保はあり、これについてはより多くの情報と分析が必要である)

大半の統計機関が、これらの領域で高い基準を報告しているが、改善は明確に可能であり、必要である。しかし、それらは、ESS 全体にわたってではなく、ひとつの統計機関にそして/あるいは特定の問題や統計分野に向けられるべきである。

規約の完全な遵守についてより大規模な行動が必要な領域には、原則 4 品質公約、と原則 8 適切な統計手続き、の一部と、原則 12 正確性と信頼性、がある。」(p.3)

ここに示した要約はごく簡単である。予備的まとめは、制度的環境、統計過程、そして統計生産物の三分野に関して、長所と短所を列挙しており、本報告の本文は整理した形で詳細である。個々では、以上の紹介にとどめるが、全体にわたってより詳細に検討して見る必要がある。

## (2)同業者評価(Peer Review)<sup>15</sup>、その方法と結果

国家統計機関および Eurostat による自己評価を行うために、ヨーロッパ統計システムは一連の同業者評価を開始した。

<狙い> 同業者評価者へのガイドは以下のように語っている。「国家統計局の自己評価が基礎になるが、同業者評価は、この最初の試行からさらに進んで、同業者の見地からの諸問題を指摘し、必要な場合にはより詳細に立ち入り、国家統計局の状況をその国の脈絡の下に評価することによって価値をつけ加えることが、期待されている。自己評価で認定された改善および関連する行動の必要な分野が確認され、より具体的な方向づけを与えられ、同業者は必要な場合には優先度の付与に貢献する。

同時に、同業者から援助を受けた諸国は、規約の諸原則を遵守する程度や方法に関して、ヨーロッパ統計システムの中で自国を位置づけるこの最初のヨーロッパ統計システムの自己評価のより詳細な結果から、利益を受ける。この同業者評価は、このようにして、関連するすべての利害関係者がベンチマークを確認し、最善の行為を共有することによって利益をうることのできる、知識の移転を刺激することができる。したがって、同業の評価者と参加する国家統計局は、ヨーロッパ統計システムの注意をひく優良な行為を強調することを求められている。この結果として、同業者評価は、評価された原則に焦点をおいた国レベルの報告をもたらす。この報告はまた、ヨーロッパ統計システムにおいて規約の実施を監視する過程を進めるために用いられている規約のすべての諸原則をふくむ洗練された一連の改善行為をふくんでいる。同業者評価は、ヨーロッパ統計システムのレベルで規約の遵守について、規約の遵守におけるすべての共通の困難や

---

<sup>15</sup> Eurostat(2006f) Peer Review に「同業者評価」の訳語をあてた。すでに説明した自己評価は Self-assessment が原語であり、「自己評価」で良からう。Review には「再調査」、「論評」、「検査」、「審査」の訳語をあてることができるが、この review の内容は、今日の日本でいう自己評価一同業者評価一第三者評価に該当するので、「同業者評価」とした。

格差を認定して、そのより完全な姿に貢献する。これらの問題は統計プログラム委員会レベルでとりあげられることになる。」

<評価の範囲>同業者評価の受け持ち範囲は、原則の1～6と15に限られている。

<評価・チーム>チームは、国家統計局からの2人とEurostatからの1人による3人のチームから構成される。

<評価の日程>これも表4のように3日間にわたり詳細に定められている

<評価レベル>は、表5のように、4段階:すなわち、「完全に満たしている」(Fully met), 「かなり満たしている」(Largely met), 「部分的に満たしている」(Partly met), 「満たしていない」(Not met), となる。

<同業者評価の報告書の構成>これも、表6のように定められている。

<ガイドブック>同業の評価者向け(バージョン1.1:31ページ)と評価を受ける国家統計機関向け(バージョン2.1:18ページ)がそれぞれ用意されている。目次を付録4に示しておいた。

表4 同業者評価の日程

表4 同業者評価の日程

1 <sup>st</sup> day	Discussion with internal stakeholders
09 30 – 10 00	Welcome and introduction of programme, organisational matters
10.00 – 11 30	Meeting with management and senior staff, Principles 1, 2, 3
11.30 – 12.00	Meeting with management and senior staff, Principle 5
12.00 – 12.30	Meeting with management and senior staff, Principles 6, 15
12 30 – 13 30	Lunch break
13.30 – 14 30	Interview with DG and Quality manager, Principle 4
14 30 – 15 30	Meeting with junior staff, principles 1-6, 15
15 30 – 17 00	For example: Meeting with management to review additional issues on request of NSI or Meetings with Directors from production units to review specific aspects in practice or Presentation of strategic master plan / results of user-satisfaction survey or Meeting with representatives from regional (branch) offices
2 <sup>nd</sup> day	Discussion with external stakeholders (could be grouped together)
09 30 – 10 30	Meeting other national data producers (Ministries, regional offices)
10 30 – 11 30	Meeting with main users / other national data producers (Ministries, National Central Bank)
11.30 – 12 30	Meeting with main users (representatives from Statistical Council etc )
12.30 – 13 30	Lunch
14 00 – 15 00	Meeting with main users (representatives from university or other)
15.00 –16.00	Meeting with media
15 00 – 17 00	Meeting with representatives of respondents
3 <sup>rd</sup> day	Conclusions
09 30 – 11.30	Meeting with management to sum-up and detailed review of list of improvement actions for all principles
11.30 – 13.00	Meeting with top management: conclusions, recommendations and follow-up (improvement actions)

表 5 同業者評価における評価レベル

## Annex V: Eurostat Peer review reporting scale



EUROPEAN COMMISSION  
EUROSTAT

Deputy Director-General  
Unit 0-2: Statistical governance, quality and evaluation



08 June 2006

The scale below is intended to help the peer review team distinguish between different degrees to which the **indicators** of the Code of Practice are reflected in the NSI's practices. It should promote a common basis for the assessment across peer review teams and NSIs. The scale should be applied at the level of the individual indicator and be followed by a brief textual explanation giving factual proof by quoting references, including hyperlinks or giving examples. This text part should also address the degree to which the policies are actually implemented and subject to regular reviews.

In addition to the assessment of the individual indicators an overall qualitative and descriptive assessment **per principle** should be added reflecting the NSI's main strengths and remaining challenges.

### **Fully met**

There is strong evidence that the subject of the indicator is fully reflected in the statistical authority's legal and policy framework and implemented in all instances of significance.

*The text should provide factual proof for the assessment. It should further specify the extent to which implementation of the indicator has been validated and the extent to which implementation is monitored.*

### **Largely met**

There is evidence that the subject of the indicator is reflected to a significant degree in the statistical authority's legal and policy framework and implemented in the majority of instances. The way to improve practices is straightforward and mainly involves deploying on a full scale what has already been broadly implemented.

*The text should provide factual proof for the assessment. It should further specify the extent to which implementation of the indicator has been validated and the extent to which implementation is monitored.*

### **Partly Met**

There is evidence that the subject of the indicator is reflected in the statistical authority's legal and policy framework but that implementation is limited to a minority of instances only. To improve practices, substantial efforts by the statistical authority (or other relevant actors) are needed. Improvement might concern both the further development of the legal and policy framework and implementation of what has already been established.

*The text should provide factual proof for the assessment. It should further specify the extent to which implementation of the indicator has been validated and the extent to which implementation is monitored.*

### **Not met**

There is no, or only anecdotal, evidence that the subject of the indicator applies within the statistical authority both concerning the legal and policy framework and the implementation into practice. Improvement actions will consist of both establishing the legal and policy framework and of putting the framework into practice.

*Where applicable, the text could point to action underway to improve the situation.*

表 6 同業者評価の報告書構成

## Annex IV Outline of the structure of the peer review report

1. Executive Summary
2. Introduction
3. Findings
  - Principle 1: Professional Independence
    - Overall assessment
    - Assessment by indicator
  - Principle 2: Mandate for Data Collection
    - Overall assessment
    - Assessment by indicator
  - Principle 3: Adequacy of Resources
    - Overall assessment
    - Assessment by indicator
  - Principle 4: Quality commitment
    - Overall assessment
    - Assessment by indicator
  - Principle 5: Statistical Confidentiality
    - Overall assessment
    - Assessment by indicator
  - Principle 6: Impartiality and objectivity
    - Overall assessment
    - Assessment by indicator
  - Principle 15: Accessibility and clarity
    - Overall assessment
    - Assessment by indicator
4. Co-ordination role of the National Statistical Institute
5. Good practices to be highlighted
6. Recommendations of the peer review team
7. List of improvement actions by principle of the Code
- Annex A: Programme of the visit
- Annex B: List of participants

<評価結果>評価は、2006年3月のチェコ統計局、4月のオランダ統計局に対する試験的評価の後、2006年10月に本評価がイタリアをはじめとして取り組まれ、以後、オーストリア、エストニア、キプロス、アイルランド、フランスについて行われ結果がウェブサイトに公表されている。

2007年3月時点で公表されている各国の評価報告書の要約部分を、付録5に収録した。これは、あくまで20から30ページに及ぶ報告書のあくまで1ページ前後の要約である。最初のチェコとオランダに関しては、なお試験段階の報告書として、評価の手続きや過程の説明部分が大きかったりしているが、時期がたつにつれて、内容的な指摘も増えている。とはいえ、要約部分は、厳しい表現は回避されており、本文での指摘にまで立ち入る必要がある。

さて、以上、ヨーロッパ統計実践規約の実施を促進するための自己評価調査票と評価の全体、そして同業者評価の諸道具と実際の評価結果をみてきた。一般に自己(点検)評価は、自己に甘くなる傾向がある。しかし、Eurostatでのこの作業では、実践規約の各原則の実施に関するチェック事項にあたる指標が添えられており、自己評価調査票では、これら指標をさらに具体的な質問の形で詳細化して、各国機関がこの調査票を使うことになっている。さらに、この調査結果は評価の次の段階の同業者評価員が資料として利用する。これらをふりかえると自己評価として一方的に自らに甘い評価に陥ることへの歯止めは、ある程度効いているといえよう。次のステップの同業者評価に関しても、Eurostatメンバー1名をふくむ3人のチームであること、その日程、会見すべき利害関係者、評価レベル等々が詳細に規定されている。したがって、評価チームが一面的に評価を甘く、あるいは辛くすることへの一定の歯止めもあるといえるだろう。問題は、自己評価結果と調査される統計機関からの提出文書を事前に獲得してのことであるが、3日間という短期間に深い評価を行いうるかである。ここで利害関係者へのインタビューが重要な意味をもとう。この代表者、例えば利用者からの代表者がどの機関からどう選出されているのか、という問題もあるが、評価結果においてはほぼほぼ少数意見も汲み上げられている。そして、そもそもEU内外では国際的統計会議がひんぱんに開かれていて、上級職員は顔見知りになっており、さらにお互いの統計事情も一定程度知っていることが、偏った評価を避ける条件になっていると思われる。

さらに、これら自己評価であれ同業者評価であれ、これらが実施されるのは、当該国家統計制度自体が、統計実践規約をふくめて統計の品質を向上させる気概を持って改善に取り組む姿勢に立っているかである。ヨーロッパ実践規約は、これらを刺激する上で大きな道具になっているとみうる。さらに問題の検討を深めるとすれば、この実践規約の基礎にある原則を十全なものとするかどうかがであろう。しかし、ここではそこまで立ち入らない。

ヨーロッパの統計システムにおける統計品質の向上をめざすこういった取り組みに照らして日本の現状をみるために、これらの動向を紹介し部分的にコメントしたのであった。

## 2 日本の現下の統計改革に寄せて—ヨーロッパ統計実践規約を材料に—

日本の政府統計に関しては、第二次世界大戦後の「統計制度再建過程」以来、約 60 年の間において、現在大きな改革が進行中である。詳細には立ち入らないが、2005 年 9 月に発足した後、2006 年 3 月の「中間整理」を経ての統計制度改革検討委員会の『統計制度改革検討委員会報告』（2006 年 6 月 5 日）に基づいて<sup>16</sup>、統計法の大改訂が目下、国会で審議中である<sup>17</sup>。

ほぼ、法案の示す方向で新統計法が成立することが見込まれる状況の現在、国際的な統計品質論での論議の中から日本としてとるべきものがあるとするれば、この新統計法の基礎を確認し、不足点を統計法の具体的適用の中で生かしていくことであろう。

### 2.1 統計制度評価ランキング

まず、余談めいているが、国際的な統計品質論への刺激のひとつとなった英国の雑誌 *Economist* のランキングをふりかえてみる。1991 年 9 月号での順位は、(i)カナダ、(ii)オーストラリア、(iii)スウェーデン、(iv)オランダ、(v)フランス、(vi)ドイツ、(vii)合衆国、(viii)日本、(ix)英国、(x)イタリア、であった。これに比べて英国が幾つかの改善をはかった形跡がある。1993 年 9 月号では、(i)カナダ、(ii)オーストラリア、(iii)オランダ、(iv)フランス、(v)スウェーデン、(vi)英国、(vii)ドイツ、(viii)合衆国、(ix)日本、(x)スイス、(xi)イタリア、(xii)スペイン、(xiii)ベルギーであった。

このランキングは、この雑誌が依頼した統計専門家の意見を集約したもので、統計家の間にこの評価は表面的であるとの意見の一致があるとされる代物ではある<sup>18</sup>。今日流行の多くの国際的その他のランキングと同じように、各国事情をふまえてはおらず、客観的とはいえない点が多々ある。とはいえ、これをひとつの刺激にして一国の統計制度を評価する基準はどうあるべきかの論議が始まっており、統計品質論と実践規約もそういった刺激をふくんでのものである。

全く仮の話であるが、統計品質への取り組み等をもふくむより客観的な評価基準によって、2000 年代に入った数年前に改めて行ったらとすると、どういうことになるだろうか。日本は何位になっただろうか。ヨーロッパを中心とする継続的な品質向上の努力があるので、順位をかなり落としていた可能性がある。

そして日本では現在大きな統計改革が進行中である。この統計制度改革は、もし行われたとするなら低位にあったであろう日本の位置を回復する機会でもあり、改革への多くの契機をふくんでいる。筆者は統計関係者の研究や実践の蓄積を活用し、努力を集中すれば

<sup>16</sup> 統計制度改革検討委員会(2006)『統計制度改革検討委員会報告』6月15日。関連文献として(2006)「特集 統計制度改革」『統計』(日本統計協会)8月号

<sup>17</sup> 統計法制度に関する研究会(2006)『統計法制度に関する研究会報告書』6月15日。上記『統計』に特集号に概要が示されている。総務省(2007)『統計法案関係資料—第百六十六国会』

<sup>18</sup> 上記 *Economist* 記事とランキング、および統計制度評価論議は、伊藤(2002)で紹介した。

地位を回復し、更に先へ進むことも可能だろうと考える。

## 2.2 民間開放をめぐる

これも本稿の流れからいささか脱線すると思うが、統計改革をめぐる論議の中での将来に向けての筆者の大きな危惧についてはこの際、一言せざるをえない。それは、「統計調査の民間開放」である<sup>19</sup>。

制度改革検討委員会報告では「統計調査を受託した民間事業者に関して、秘密の保護、調査票等の適正管理等に係る統計法制上の規律が適切に適用されるように関係規定を整備すること」とあり、これは規制改革・民間開放推進の政府方針に基づいてのことだという。民間業者による公的統計(?)に、国民・世帯・企業は協力するのだろうか。秘密の保護や適正管理が危惧されるから、関係規定の整備が語られているのは当然である。何故あえて危惧されることを行うのか。法的規定の強化があっても、この点を補うことはできず、国民の協力は低下する可能性は高い。協力低下を前提すると、回収率の低い標本調査なり、何らかの代替的推定に依存することになって、統計の品質の悪化は不可避であろう。そもそも統計機関の管理者（上級の担当者）は、豊富な統計実践、国内外の統計学会や会議を長期的に経験して、統計について高い見識を持っていることがますます必要になってくる。民間機関にそういった人材の組織的養成を求めうるのか。

諸国の統計機関が、費用効率性をも品質の基準として、統計の品質の向上に集中し、これらが国際的に持ち寄られて統計品質に関わる国際的機運が高まっているときに、日本は、統計調査という基幹部分を民間に明け渡すのか？ 行政データの使用を委託先民間業者に許すのか？ 委託先をどう選択するのか？ 入札は「安かろう、悪かろう」にならないか？ 談合？ 癒着？ 開放を広げる道をとるとすれば、進行中の統計改革の根本をも崩しかねず、ランキングがあるとすれば、日本の地位低下をもたらすだろうというのが筆者の危惧なのである。

## 2.3 地方統計の強化

これは、パネル・ディスカッションの際に菊地進氏が指摘した点である。細々とではあるが、折に触れて地方統計関係機関に接触してきた筆者であるが、統計改革にとって地方統計の在り方は重要な点だと考えるので一言しておきたい。日本の地方統計組織は、歴史的に中央統計組織の「下請け機関」として経過してきており、実態は今もそうだとはいえるだろう。地方統計機関は、調査に当たって調査員とともに調査の現場を担い、住民や地方行政と統計の活用において接触する場をとりもち、統計に対する国民的な理解を広げる上で戦略的にも重要な位置にある。これまで一部地方自治体が独自の統計活動をしたり、また優れた地方統計家も一部には登場した。しかし、全体的に見るなら、地方の統計組織は、市区は都道府県を、都道府県は中央統計機関とのつながりを、重視し（これは現在の仕組みからして当然のことだが）、行政諸部署や住民に対して開かれているようには見えない。地

---

<sup>19</sup> 大友篤(2005)

方統計データは、一方に中央統計機関が全国統計の中に小地域区分を入れて提供することで、かなりが満たされる型（アメリカ合衆国）と 地方統計機関が大きな力を持っている型（ドイツ。ヨーロッパでは自治都市の歴史を継承して「都市統計家」が活躍しており、これが ISI-IAOS の SCORUS の中心メンバーになっている）がある。日本は前者に近いといえよう。人口減少社会に入って、地域格差が問題視され、これに重なって「地方分権化」が語られている。ICT の発展と日本の現在の体制、そして統計の特殊性からみて、直ちに「統計の地方分権」を語るわけにいかないだろう。しかし、地方統計活動の充実の方向を何らかの形で示さなければ、国の統計の根本が弱体化し、これが統計の品質をおとしめ、国民の統計への理解を低下させるという悪循環に陥るのではないかと、との危惧をいだく。男女共同参画に関わる担当部署や住民は地方統計に熱い視線を投げかけて研修・学習活動が広まる気配がある。地方においても政策評価に数値目標が導入され、地方分権の方向の下で地方の独自性の発揮が求められるという状況は、地方統計の充実が望まれる事態でもある。筆者は統計改革の中で地方統計を充実させる問題は重要であると考えている。

**2.4 統計の基本原則と日本との対比**

本論に戻って、日本の現在の統計改革における統計原則のとりあげはどうか、制度検討報告委員会報告と新統計法案でみると、表 7 のとおりである。

**表 7 統計原則の取り上げ**

	制度改革検討委員会報告 第 2 の 3 : 基本原則	新統計法案	(参考)ヨーロッパ統計実践規約
1	中立性の原則。特定の利益や立場に偏ることなく、客観的に作成され、公表される	第一章 総則 (基本理念)第三条 公的統計は、 1. 体系的に整備されなければならない 2. 適切かつ合理的な方法により、かつ中立性及び信頼性が確保される 3 広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供 4 秘密保護 (基本計画)第四条 第二章 公的統計の作成	原則 1 専門的独立性(1) 原則 2 データ収集のための義務 原則 3 資源の十分性—統計機関が利用可能な資源は、ヨーロッパ統計の要請に見合う十分なものでなければならない 原則 4 品質公約—すべてのヨーロッパ統計システムへの参加国は、ヨーロッパ統計システムの品質宣言に定められた原則に従って自ら活動し、協力する公約をしている 原則 5 統計的秘匿性(4) 原則 6 公平性(Impartiality)と客観性
2	信頼性の原則。現実を可能な限り忠実に反映させた、利用者に信頼されるもの		
3	比較可能性の原則。		
4	秘密保護の原則。個々のデータ主体に関する秘密の保護		
5	透明性の原則。情報源、作成方法、公表時期等に関する情報の明示		
6	適時性の原則。必要な品質を確保した上で、速やかに公表		

7	効率性の原則。品質、適時性、費用及び報告者負担の観点から最も適切な情報源・作成方法	基幹的調査の統計委員会による承認 (基幹的統計調査の承認) 九条二項 八 調査結果の公表の方法及び期日	原則7 堅実な方法 原則8 適切な統計手続き(5) 原則9 過重でない回答者負担
8	統計への容易なアクセスの原則。基本情報含めて、利用者の需要に応じた形で容易に入手・利用できる	(承認の基準)第十条 1. 当該統計の作成目的に照らして必要かつ十分 2. 統計技術的に合理的かつ妥当 3. 重複排除  (報告義務) 第十四条  第三章 調査票情報等の利用及び提供 第四章 調査票情報等の保護	原則10 費用効率性(7) 原則12 正確性と信頼性(2) 原則13 適時性と時間厳守性(6) 原則14 整合性と比較可能性(3) 原則15 アクセス可能性と明瞭性(8)

ここでは、(i)制度検討委員会がとりあげた原則は十全なのか、(ii)検討委員会が掲げた原則が「新統計法」にどう組み込まれたのか、が検討されるべきである。その上で、(iii)国際的論議における妥当な原則等で新統計法に組み込まれなかったものを、統計法の執行の具体化や次項でふれる統計の基本計画の中に取り入れることが必要だろう。ここでは、これらは今後の検討事項として、表7に、統計品質に関わる国際論議として、既に見てきたように最も先に進んでいると思われるヨーロッパ統計実践規約との対比した欄を設けた。

この表に基づいて、またそれら原則の指標にも立ち入って、筆者なりに暫定的に対比しつつ、コメントを付すと以下ようになる。

#### A：とりあげられていない原則

- ① 原則3(資源の十分性)、
- ② 原則4(品質公約)である。

原則3は従来の国際的な論議の中の原則にはなかったものだと思われる。この数30年間ほどというべきであろうか、各国統計機関や国際統計機関の多くは、統計へのニーズが拡大し多様化する中で、さらに統計調査環境が悪化しているにもかかわらず、一方にICTの性能高度化・普及があることもひとつの口実になって、厳しい予算削減に直面してきた。資源削減によって、統計の品質への悪影響が危惧されるケースもある。そこで、優れた統計の提供をふくむ統計活動に十分な資源を必要とすること—もちろん、ニーズとこれに対応する資源量を評価し、あるいは予算削減の可能性等についても検討・評価する手続きを備えてのことであるが—を原則にうたいヨーロッパ委員会がこの原則を認めていることは、重要である。これは統計機関の専門的独立性に基盤を与えて保証することでもあるからである。

原則4、すなわち品質に関する言明は、日本では従来大きく不足していた。自らの生産する統計の品質に一定の自信を持っていたからし、現に持っているからであろうか。しかし、国際的論議と実践が現在のレベルにまで至っている中では、品質に関わるガイドライ

ン等を作成し、統計の品質や背景情報を利用者に分かりやすく明示すべきことは論を待たない。

**B：新統計法での明文化では不十分な原則・指標、**

- ③原則1（専門的独立性）である。ここでは指標1.1「統計の生産および配布における政治的その他の外部的介入からの統計機関の独立性が法律に明記されている」、指標1.2「統計機関の長は、政策機関や行政的公的機関への上級レベルのアクセスを保証する十分に高い位階的地位を持つ。彼/彼女は最高の専門的能力（calibre）を持つべきである」が弱い。
- ④ 原則5（統計的秘匿性）は、これまでの日本では嚴重すぎるといわれるほど守られてきてマイクロデータの使用の途を閉ざす硬直性を持っていた。その上で、一部の研究者に対しては利用の途があった。このマイクロデータ使用の途を開く手続きの具体化と、指標5.1にうたわれている「生産・配布過程での統計的秘匿性の保護についての指示とガイドラインが用意されている。それらのガイドラインは、文書に詳細に説明されており、公衆が知るところになっている。」はこれからのことである。
- ⑤ 原則6（公平性と客観性）は、基本的に確保されていると考えられるが、指標6.7「すべての利用者が統計の公表に同時に等しくアクセスでき、いかなる外部利用者に対する公表前の優先的アクセスも制限され、管理され、公表される。リークが発生したときには、公平性を保証するために、事前の告知体制が改定される。」には弱さがある。
- ⑥ 原則7（堅実な方法）はかなり維持されているが、「指標7.2 スタッフは、最善のものから学び、その専門性を改善するために、国際的な適切な訓練課程や会議に出席し、国際的レベルでの統計の同僚と連絡をとる。」「7.3 方法を改善するために科学界との協力が組織され、外部的評価が、採用されている方法の品質と有効性を評価し、実施可能なときには、より優れた道具を奨励している。」は不十分だろう。
- ⑦ 原則8（適切な統計手続き）はほぼ確保されているが、「指標8.3 調査企画、標本選択、標本のウエイトは、十分な基礎に立ち、必要なときには、定期的に評価され、改訂され、更新されている。」はどうであろうか。
- ⑧ 原則10（費用効率性）での指標「10.1 内部的と、独立した外部的手段が、統計機関による資源の利用を監視している。」はなお十分といえるか。「指標10.3 積極的努力によって、行政記録の統計的な潜在的の可能性を改善し、費用のかかる直接調査を避けている」は、今回の統計改革で大きく前進しようとしている点である。
- ⑨ 原則11（適合性）では、「指標11.1 利用者と協議し、既存の統計が利用者のニーズに対応する点での適合性と実際の効用を監視し、利用者の新たなニーズと優先度について助言する過程が整っている。」「指標11.2 優先度のニーズが満たされ、活動プログラムに反映されている。」「指標11.3 利用者満足度調査が定期的に行われている」には不足しているだろう。
- ⑩ 原則12（正確性と信頼性）では、日本はしっかり行っているとも受け取りうるが、指標「12.1 原データ、中間の結果および統計的生産物が評価され、確認されている。12.2 標本誤差と非標本誤差が、ヨーロッパ統計システムの品質構成要素

の枠組みに応じて測定され、体系的に文書化されている。12.3 改訂の研究と分析が定型的に遂行され、統計過程を通知するために内部的に使用されている」では、まだ改善の余地があろう。

- ⑩ 原則15（アクセス可能性と明瞭性）では、「指標15.1 統計は、適切な解釈や意味のある比較を促進する形で提供されている。」、「15.3 実行可能な場合には、顧客の企画した分析が提供され、公表される。」、「15.4 研究目的のためにマイクロデータへのアクセスが許されることがある。このアクセスは厳しいプロトコルに従っている。」、「15.4 メタデータが標準化されたメタデータシステムにしたがって文書化されている。」、「15.5 利用者は統計的過程の方法とヨーロッパ統計システムの品質基準に関して統計的生産物の品質について常に知らされている。」において不十分である。15.5 は、もちろん日本の品質基準に関して、と読んでのことであるが、日本には品質基準がないことを含めての不十分性である。

#### C：これまで維持されていたし、新統計法に持ち込まれている原則

- ⑫ 原則2（データ収集のための義務原則）、  
⑬ 原則9（過重でない回答者負担）、  
⑭ 原則13（適時性と時間厳守性）、  
⑮ 原則14（整合性と比較可能性）である。

以上は、統計改革の現在の論議と今後の具体化の中でどう扱われることになるか。新統計法の実施規則等、そして（統計）基本計画の中で具体化されることになるかと考える。そこで基本計画にふれておこう。

## 2.5 基本計画

- (1) 基本計画はどうとらえられているか。制度改革検討委員会報告はその第2の5で以下のように述べていた。

「(1) 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- (2) 基本計画は、以下に掲げる事項について定めるものとする。

① 計画期間

②～④ 【下記の法案の2の一～三と同じなので略】

- (3) 制度所管大臣は、第三者機関の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。基本の案を作成するに当たって制度所管大臣は、広く国民の意見を求めるための措置を講ずるものとする。

- (4) 基本計画は制度所管大臣がフォローアップ（計画の進捗状況の把握・評価）を行い、その結果を第三者機関に報告するものとする。また、第三者機関は、制度所管大臣に対する計画の改定の勧告も含め、当該のフォローアップに対して意見を述べるができるものとする。」

(2)これが「新統計法案」では以下のものとなった。

「第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針
- 二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。

4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。」

すなわち、制度改革検討委報告書の(2)の①で定めるべき項目とされていた①が、法案四条の独自の第6項とされ、法案では、第3項が新設されて、計画において基幹統計とその他統計を区分すべきことが明記された。

内容的には、(i)基本計画を定めるべき、(ii)基本計画は公的統計の整備に関する基本的な方針、施策と必要事項を定める、(iii)計画は統計委員会の意見をきく、(iv)また、計画策定時には、国民の意見を反映させる措置を講ずる、(v)計画は施策効果の評価をも踏まえて五年ごとに変更する、ことがうたわれ、決定されようとしている。

国民の意見を反映すると法的に規定されているからには、インフォーマルではなくフォーマルな形で、当然公開の論議によってのことになるだろう。このルート・措置が十分に施され、施策の効果の評価が組み入れられ、五年をめぐりとして計画が更新されるという方式は、日本においては新しいものである。

繰り返しになるが、統計法の規定には明確には定められるに至らなかった先に見た統計の諸原則、特にヨーロッパ統計実践規約の諸原則や指標等で、適切なものを積極的に取り入れることが今後強く期待される。今後の動向に注目したい。

## 2.6 その他の新しい動向への注目

日本の統計が大きな改革をとげようとしている中で、国際的な統計の品質論をウオッチしている者として、ヨーロッパ統計実践規約を紹介し、日本での改革の中で、採るべき点は考慮すべきことを述べてきた。

しかし、日本の統計改革は、国内的な諸懸案に対応するだけではなく、また国際的論議や実践水準（good practice や best practice）をふまえるだけでなく、アジアの統計先進国として、アジアをふくむ世界の統計の前進に寄与することを展望しながらであるべきことはいうまでもない。この見地からいくつかの点への注目があって良い。

**(1) 男女共同参画（ジェンダー）統計** この充実をめざし、アジアその他に範を示すことがある。この点では、国連統計部(2005)日本統計協会翻訳(2006)『世界の女性-2005-統計における進展』日本統計協会が、重要である。そのまとめで以下を指摘している。

「(1)国家統計システムの強化。

(2)統計作成のあらゆる側面でのジェンダー主流化：

戦略 5—政府統計の法的枠組み内にジェンダー統計の開発を規定する。

戦略 6—ジェンダー統計単位を支援・強化する、

戦略 7—統計局と女性団体を含む利害関係者との対話を育成する。

戦略 8—統計作成者に対してジェンダー視点を仕事に組み入れるように訓練する。

戦略 9—現存するデータ出所を使い、ジェンダー統計作成のための有用性を高める。

戦略 10—国別政府統計を国際的な報告システムに必要な構成要素とする。

(3)概念と定義の開発と改良：

戦略 11—国際・地域的な組織・機関、国家統計局、及び学術・研究機関の間の協働の推進」

日本においては、中央レベルから更に地方自治体の男女共同参画部署で、住民を交えた参画統計の学習が言っているの広がりを見せているし、JICA が関与しての途上国の共同参画統計研修も継続している。中国での共同参画統計の研修・研究も活発化しており、筆者をふくめて交流や研修会講師活動が進行中である。

**(2) 地球環境問題に関わる統計** 地球環境問題はますます抜き差しならない第一級の緊急な問題になっている。この問題を政府統計がどうとりあげるかは、単純ではないかも知れない。しかし、かつて「省エネ」で目覚ましい成果をあげ、国民の意識も高く、京都議定書に舞台を提供した日本である。日本と深い関係にあるアメリカ合衆国、中国そしてインドが、紆余曲折をはらみつつこの先を阻んでいるかに見える。個別問題別の調査・分析の他、経済環境勘定や環境問題の産業連関分析等、研究交流等必要と可能性はあると思われる。

**(3) ミレニアム開発目標と社会的諸問題に関する統計** 世界が結集して 2000 年の国連総会とサミットで、「ミレニアム開発宣言」を採択し、2001 年に指標や数値目標が具体的に挿入された「ミレニアム開発目標」は、国際社会の合言葉になっている<sup>20</sup>。国際機関・国際統計機関はウェブサイトのトップページに掲げ、専門機関は、これに対応する担当分野についてより問題を詳細にとりあげ、統計指標を開発し、進捗度を評価している。ミレニアム開発宣言や開発目標自体は、1990 年代の国連を中心とする重要な会議—環境、人口、人権、女性、貧困等—での課題・目標を集大成したものなので、オリジナルの会議での重要事項が捨象されていたり、数値目標導入において指標選択等で不十分な点があったりして

---

<sup>20</sup> 伊藤陽一(翻訳・論評) (2003)

いる。とはいえ、地球・世界を考えるときの第一の文書であることに変わりはない。このミレニアム開発目標とさかのぼってのあるいは2000年代に入ってから入ったの諸会議での諸テーマ(人権・こども<sup>21</sup>・障害者問題・ICT他)は、統計作成や分析と深く関わっている。

しかし、筆者のみるところ、日本社会における関心は非常に低調である。統計界がこれらに敏感になって、国民を啓発すること、外国と連携することが必要である、統計機関ではどうなのだろうか。今後の統計界におけるこれら諸問題のとりあげにも注目していきたい。

## 〔参考文献〕

- 伊藤陽一(1999)「統計の品質(統計の真実性と関連諸要因)ー最近の国際的論議を参考にー」  
伊藤陽一(訳・著)(1999)『『統計の品質』をめぐってー翻訳と論文』『統計研究参考資料』  
(法政大学日本統計研究所) No.61 所収
- 伊藤陽一(2000)『『統計の品質』論と統計制度の品質をめぐって』伊藤陽一・千葉敦士(訳),  
(2002)『『統計の品質』をめぐってー翻訳と論文(2)』『統計研究参考資料』 No.79 所収
- 伊藤陽一(2001)「統計と人権および開発ーIAOS2000をめぐって」『研究所報』 No.27
- 伊藤陽一(2003)「国連ミレニアム開発目標と統計」『研究所報』 No.30
- 伊藤陽一(2005)「国際統計(機関)における統計の品質論について」伊藤陽一(訳・著)(2005)所収  
伊藤陽一(訳・著)(2005)「統計の品質(3): 国際統計機関における統計の品質ーQ2004 サテライト会議を中心にー」『統計研究参考資料』 No.89
- 大友篤(2007)「政府統計業務の民間開放は慎重に!」『統計』2月号
- 総務省(2007)「統計法案関係資料ー第百六十六国会」
- 統計制度改革検討委員会(2006)『統計制度改革検討委員会報告』6月15日
- 統計法制度に関する研究会(2006)『統計法制度に関する研究会報告書』6月15日  
関連文献として(2006)「特集 統計制度改革」『統計』(日本統計協会)8月号
- 水野谷武志(2006a)「統計制度改革の国際的動向と統計品質論」水野谷武志(訳・著)(2006)「統計の品質(4): 翻訳と論文ーIMF・品質サイトと Q2004 を中心にー」『統計研究参考資料』  
No.93 所収
- 水野谷武志(2006b)「統計制度改革の国際的動向と統計品質論」『統計学』(経済統計学会)No.90
- Daniel Defays and Lucie Laliberte(2006), “Extract of: Comparison of the IMF's Data Quality Assessment Framework(DQAF) and European Statistical System Quality ApproachesーAn Update”
- Eurostat (2005a) European Statistics Code of PracticeーSelf Assessment Questionnaire
- Eurostat (2005b) "Mapping of intersections between the European Statistics Code of Practice, the LEG on Quality recommendations and the EFQM Excellence Model Criteria “
- Eurostat(2006a) "Eurostat self-assessment against the principles and indicators of the

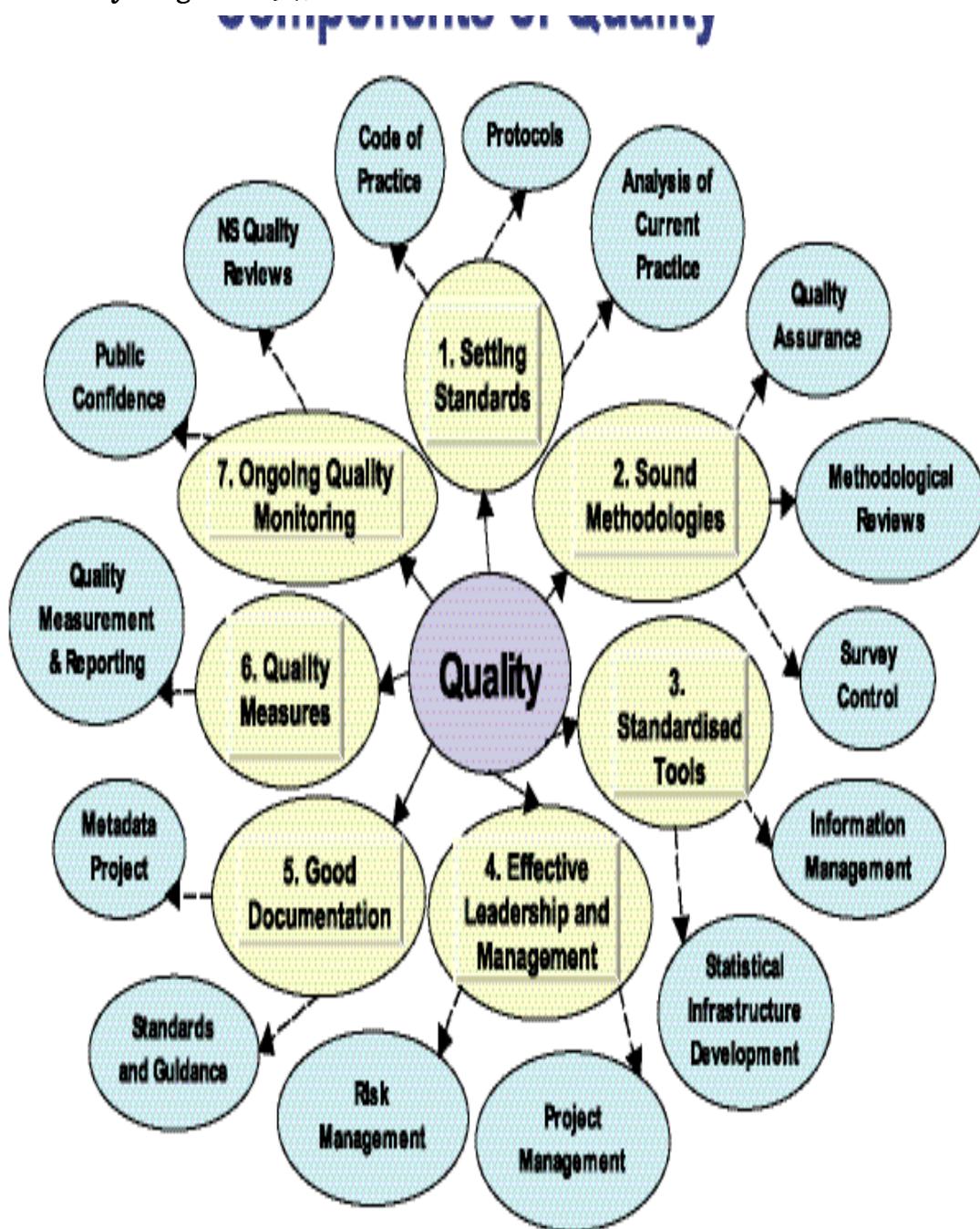
---

<sup>21</sup> 伊藤陽一(翻訳・論文)(2001)

- European Statistics Code of Practice” 24 April
- Eurostat (2006b), “Comparison of the UN principles governing international statistical activities and the European Code of Practice”
- Eurostat (2006c) “Background information for and important elements of the principles of the CoP” Annex III of European Statistical System code of Practice Peer Reviews: The peer’s guide (Version 1.1)
- Eurostat (2006d) Report on the results of the first self-assessment carried out by the authorities of the European Statistical System against the principles and indicators of the European Statistics Code of Practice, 19 May
- Eurostat (2006e) European Statistical System Code of Practice Peer Reviews: The National Statistical Institute’s guide (Version 1.2) 4 December
- Eurostat (2006f) European Statistical System Code of Practice Peer Reviews: The peer’s guide (Version 1.1) 7 December
- Ivo Havinga, Gisele Kamnou, Stefan Schweinfest and Willem de Vries (UNSD) (2004) “Squaring the quality circle – towards a quality framework for International Statistics”  
邦訳伊藤(2005)所収
- Nartina, Hahn (2006) “Code of Practice peer reviews: first steps in defining a European Statistical System wide approach” Conference on Data Quality for International Organization
- Lars Lyberg (2006) “Quality in Official Statistics: Some Recent and Not so Recent Developments” Q2006のOpening Plenary Sessionの報告でありPPスライドの提示であった。

[付録]

付録1 Lars Lyberg の品質図



## 付録 2

(07年3月：伊藤仮訳。指標の番号は、自己評価調査票で使われているもの)

### ヨーロッパ統計実践規約(European Statistics Code of Practice)

2005年2月24日 統計プログラム委員会によって採択

#### 前文

定義 この文書の目的のために

ヨーロッパ統計 (European Statistics) とは、条約285(2)条にしたがって、国家統計局と共同体の統計機関 (Eurostat) によって生産・配布される共同体統計に関する1997年2月17日の協議会規約 (EC) No.322/971に定義される共同体統計を意味する。

ヨーロッパ統計システム (European Statistical System) とは、以下ではESSとするが、Eurostat, 国家統計局, そして加盟各国においてヨーロッパ統計を生産し、配布する責任を持つ他の国家統計機関から構成されている共同を意味する。

ヨーロッパ共同体を設立した条約、特に共同体統計に関する1997年2月17日の協議会規約 (EC) No.322/971, および1994年4月14日に国連統計委員会が採択した政府統計の基本原則にしたがって、この実践規約は二重の目的をもつ。すなわち、

－国家統計局とEurostatの両方の独立性、高潔性、説明責任、及びそれらが作成・配布する統計の信用(credibility)と品質、への信頼と確信を改善すること(外部的重点)。

－ヨーロッパ統計のすべての生産者による最善の国際統計原則、方法および実践の適用を促進して、統計の品質を向上させること (内部的重点)。

この規約は以下の実施のために提出されている：

**管理機関** (すなわち、政府、省庁、委員会、協議会) に対して。その統計活動が、独立性、高潔性、説明責任を保証する形で、信頼できるヨーロッパ統計を生産するために、専門的に組織し、資源を付与することを確保するためのガイドラインを提供するため；

－**統計機関とその職員** に対して。高い品質の、調整されたヨーロッパ統計を生産し、配布する際の助けとなる統計諸原則、価値及び最善の実践についてのベンチマークを提供するため。

この規約は以下に対する情報のために提出されている：

－**利用者** に対して。ヨーロッパ統計と各国統計機関は偏りを持たず、生産・配布される統計は信頼に値し(trustworthy)、客観的で信頼できる(reliable)ことを示すため；

－**データ提供者** に対して、彼らが提供する情報の秘匿性は守られ、彼らに対して過大な要求を課しはしないことを示すため。

この実践規約は、15の原則からなる。ヨーロッパ連合の管理機関と統計機関は、この規約に定められた原則を自ら厳守し、一参照として使われる一15原則の各々についての**優良な実践の指標(Indicators of Good Practice)**を使って、定期的に、実施状態を検討することを言明する。

1989年6月19日に協議会決定89/382/EECによって設立された統計プログラム委員会は、この規約の実施を監視する同業者評価を定期的に遂行するものとする。

### 制度的環境

制度的・組織的要因は、ヨーロッパ統計を生産・配布する統計機関の効率と信頼性に大きな影響を与える。関連する問題は、専門的独立性、データ収集義務、資源の十分性、品質約束、統計的秘匿性、公平性および客観性である。

### 原則1 専門的独立性—統計機関が他の政策、規制、行政部門や機関から、また民間部門の取扱者からの専門的独立性は、ヨーロッパ統計の信用を保証する指標

- 1.1 統計の生産および配布における政治的その他の外部的介入からの統計機関の独立性が法律に明記されている
- 1.2 統計機関の長は、政策機関や行政的公的機関への上級レベルのアクセスを保証する十分に高い位階的地位を持つ。彼/彼女は最高の専門的能力 (calibre) を持つべきである。
- 1.3 統計機関の長、そして適当な場合には、統計諸部門 (statistical bodies) の長は、ヨーロッパ統計が独立した形で生産され配布されることを保証する責任を持つ。
- 1.4 統計機関の長、そして適当な場合には、統計諸部門の長は、統計方法、基準、手続き、統計公表の内容と時期の決定について唯一の責任者である。
- 1.5 統計活動プログラムが公表され、定期的報告がその進捗状態を叙述している。
- 1.6 統計の公表は、政治的/政策的声明とは明確に区分されて、別個に発表される。
- 1.7 統計行政は、適用な場合には、政府統計の批判や誤用をふくめて統計問題に公的にコメントする。

### 原則2 データ収集のための義務—統計機関は、ヨーロッパ統計目的のための情報の収集のための明確な指令(mandate)を持たなければならない。行政、企業、世帯および一般公衆は、統計機関の要請によって、ヨーロッパ統計目的のためのデータへのアクセスあるいは配布を許すことを法律によって強制されることがありうる。

#### 指標

- 2.1 政府統計の生産と配布のための情報の収集の指令が法律に明記されている
- 2.2 統計機関は行政記録を統計目的に使うことを国家的立法によって許されている。
- 2.3 法律に基づいて、統計機関は、統計調査への回答を強制することがある。

**原則3 資源の十分性**—統計機関が利用可能な資源は、ヨーロッパ統計の要請に見合う十分なものでなければならない。

指標

- 3.1 ヨーロッパ統計のニーズに見合う量と質の両方において、十分なスタッフ、資金およびコンピュータ資源が獲得可能である。
- 3.2 ヨーロッパ統計の範囲、詳細および費用がニーズに対応している。
- 3.3 新しいヨーロッパ統計に対する需要を、その費用に照らして評価し、正当化する手続きが存在する。
- 3.4 すべてのヨーロッパ統計に対する継続的なニーズを評価し、いずれかを停止しあるいは資源を解放するために縮小することができるかを検討する手続きが存在する。

**原則4 品質公約**—すべてのヨーロッパ統計システムへの参加国は、ヨーロッパ統計システムの品質宣言に定められた原則に従って自ら活動し、協力する公約をしている。

指標

- 4.1 生産物の品質は、ヨーロッパ統計システムの品質構成要素にしたがって定期的に監視されている。
- 4.2 統計の収集、処理、配布の品質を監視する手続きが整えられている。
- 4.3 品質内部のトレードオフをふくめて品質の検討を扱い、既存のおよび新しい調査の計画をガイドする手続きが整えられている。
- 4.3 品質ガイドラインが文書化されており、スタッフは十分訓練されている。これらのガイドラインは、文書に詳細に説明されており、公衆が知るところとなっている。
- 4.4 適当な場合には外部の専門家を使った主要な統計生産物の定期的で全面的な評価が行われている。

**原則5 統計的秘匿性**—データ提供者(世帯、企業、行政その他の回答者)のプライバシー、彼らが提供する情報の秘匿性、統計目的のためだけの使用は、絶対的に保証されなければならない

指標

- 5.1 統計的秘匿性は法律によって保証されている。
- 5.2 統計行政のスタッフは就任に際して、法に定められた秘匿性の誓約に署名する。
- 5.3 統計的秘匿性のいかなる意識的な不履行に対しても、重い刑罰が課せられる。
- 5.4 生産・配布過程での統計的秘匿性の保護についての指示とガイドラインが用意されている。それらのガイドラインは、文書に詳細に説明されており、公衆が知るところとなっている。
- 5.5 統計データベースの安全性と高潔性を保護するための物理的・技術的装置が整えられている。

5.6 研究目的で統計的マイクロデータにアクセスする外部利用者に対しては厳重な議定書(protocols)が適用される。

**原則6 公平性(Impartiality)と客観性**—統計機関は、ヨーロッパ統計を、科学的独立性、客観的、専門的、かつすべての利用者が同等に扱われる透明な方法で、生産され、配布されなければならない。

指標

- 6.1 統計は、統計的配慮によって決定される客観的基準にたって作成される。
- 6.2 出所と統計的技法の選択は、統計的配慮によって通知される。
- 6.3 公表された統計において発見された誤差は、最大限速やかに訂正され、公表される。
- 6.4 統計機関が使用した方法と手続きについての情報については、公衆が入手できる。
- 6.5 統計の公表日と時刻は事前に告知されている。
- 6.6 すべての利用者が統計の公表に同時に等しくアクセスでき、いかなる外部利用者に対する公表前の優先的アクセスも制限され、管理され、公表される。リークが発生したときには、公平性を保証するために、事前の告知体制が改定される。
- 6.7 記者会見での統計の公表と声明は、客観的であり、党派的でない。

**統計的過程**

統計機関が政府統計を組織、収集、処理、配布するために用いる過程において、ヨーロッパおよび他の国際的基準、ガイドライン、優良な実践が十分に注目されるべきである。統計の信用は、優良な管理と効率性での名声によって高められる。関連する側面は、堅実な方法、適切な統計手続き、過重でない回答者負担、および費用効率性である。

**原則7 堅実な方法(Sound Methodology)**—堅実な方法は統計の品質を支える。これは、十分な道具、手続き及び専門性を必要とする。

指標

- 7.1 統計機関の全体的な方法論的枠組みは、ヨーロッパと他の国際的基準、ガイドライン、優良な実践にしたがっている。
- 7.2 統計的概念、定義、分類が統計機関の全体を通じて一貫して適用されていることを保証する手続きが整えられている。
- 7.3 ビジネスレジスターと人口調査のフレームは、高い品質を保証するために必要に応じて定期的に評価され、調整されている。
- 7.4 国の分類と部門の体系と、対応するヨーロッパのシステムとの間に細部の一致がある。
- 7.5 大学の適切な専攻からの卒業生が採用されている。
- 7.6 スタッフは、最善のものから学び、その専門性を改善するために、国際的な適切な訓練課程や会議に出席し、国際的レベルでの統計の同僚と連絡をとる。
- 7.7 方法を改善するために科学界との協力が組織され、外部的評価が、採用されている

方法の品質と有効性を評価し、実施可能なときには、より優れた道具を奨励している。

**原則 8 適切な統計手続き—データの収集から確認までに採用されている適切な統計手続きが、統計の品質を支えなければならない。**

**指標**

- 8.1 ヨーロッパ統計が行政データに基づいているところでは、行政目的に使われる定義や概念は、統計目的に要求されるものに良く近似しているものでなければならない。
- 8.2 統計調査の場合には、調査票は、データの収集に先立って組織的にテストされている。
- 8.3 調査企画、標本選択、標本のウエイトは、十分な基礎に立ち、必要なときには、定期的に評価され、改訂され、更新されている。
- 8.4 フィールド活動、データ入力およびコーディングが定常的に監視されており、必要なときには改訂される。
- 8.5 適切なエディティングとインピュテーションのためのコンピュータシステムが使用されており、定期的に評価されている。
- 8.6 改訂は、十分に確立された基準と透明な手続きに従っている。

**原則 9 過重でない回答者負担—報告負担は、利用者のニーズに釣り合っており、回答者に過重な負担となってはならない。統計機関は回答者負担を監視し、時とともにそれを削減するための目標をたてている。**

**指標**

- 9.1 ヨーロッパ統計からの要求の範囲と詳細は、絶対的に必要なものに限定されている。
- 9.2 報告負担は、適切なサンプリング技法を通じて調査母集団全体に可能な限り広げられている。
- 9.3 ビジネスから獲得される情報は、可能な限り、その勘定から容易に入手可能であり、電子的手段が、その回答を容易にすることが可能なところで使用されている。
- 9.4 最善の推定値や概算は、厳密な詳細が容易には入手できないときに許されている。
- 9.5 行政的出所は、情報への要求の重複を避けるために可能ときはいつも使用されている。
- 9.6 統計機関内のデータの共有が、調査の増加を避けるために一般化されている。

**原則 10 費用効率性—資源は有効に使用されるべきである。**

**指標**

- 10.1 内部的と、独立した外部的手段が、統計機関による資源の利用を監視している。
- 10.2 定型的な事務的作業（例えば、データ捕捉、コーディング、確認）は、可能な限り自動化されている。
- 10.3 情報とコミュニケーション技術の生産性の潜在的可能性が、データ収集、処理および配布のために最大限に活用されている。
- 10.4 積極的努力によって、行政記録の統計的な潜在的可能性を改善し、費用のかかる

直接調査を避けている。

### 統計生産物

入手できる統計は、利用者のニーズに見合うべきである。統計はヨーロッパ品質基準に従い、ヨーロッパの機関、政府、研究機関、ビジネスの関心や大衆一般のニーズに役立つべきである。重要な問題は、統計が適合性をもち、正確で、信頼でき、適時的であり、整合的で、地域と諸国を越えて比較可能であり、利用者が容易にアクセス可能であるという度合いに関するものである。

### 原則11 適合性－ヨーロッパ統計は利用者のニーズに対応しなければならない。

#### 指標

- 11.1 利用者と協議し、既存の統計が利用者のニーズに対応する点での適合性と実際の効用を監視し、利用者の新たなニーズと優先度について助言する過程が整っている。
- 11.2 優先度のニーズが満たされ、活動プログラムに反映されている。
- 11.3 利用者満足度調査が定期的に行われている。

### 原則12 正確性と信頼性－ヨーロッパ統計は正確かつ信頼できる形で、現実を描くべきである。

#### 指標

- 12.1 原データ、中間的結果および統計的生産物が評価され、確認されている。
- 12.2 標本誤差と非標本誤差が、ヨーロッパ統計システムの品質構成要素の枠組みに応じて測定され、体系的に文書化されている。
- 12.3 改訂の研究と分析が定型的に遂行され、統計過程を通知するために内部的に使用されている。

### 原則13 適時性と時間厳守性－ヨーロッパ統計は適時的かつ時間厳守的な形で配布されるべきである。

#### 指標

- 13.1 適時性はヨーロッパおよび国際的な最高の配布基準にそっている。
- 13.2 ヨーロッパ統計の公表に向けて基準になる日の時間が定められている。
- 13.3 ヨーロッパ統計の周期は可能な限り利用者の要求を考慮している。
- 13.4 配布時間の予定からのいかなる乖離も前もって公表され、説明されて、新しい発表日が定められる。
- 13.5 受け入れ可能な総合的品質をもつ予備的結果が、有効と考えられるときには配布されてよい。

### 原則14 整合性と比較可能性－ヨーロッパ統計は、時間の経過においても内部的に一貫

しており、地域と国の間で比較可能であるべきである。異なる出所からの関連するデータを結合し、つなぎ合わせた利用が可能であるべきである。

#### 指標

- 14.1 統計は内的に整合的かつ一貫している（例えば、算術的および計算的同一性が認められる）。
- 14.2 統計は合理的な期間にわたって、整合的でありかつ調整されている。
- 14.3 統計は、異なる調査や出所の範囲、定義、単位および分類に関して、共通の基準に基づいて作成されている。
- 14.4 異なる調査や出所からの統計は比較され、調和されている。
- 14.5 データの国家間の比較可能性が、ヨーロッパ統計システムと他の統計システムとの間の定期的交換を通じて保証されている。方法論的研究が加盟国とEurostatとの間の緊密な協力の下に遂行されている。

**原則15 アクセス可能性と明瞭性**—ヨーロッパ統計は、明瞭で理解可能な形で示され、適切で便利な形で配布され、支援となるメタデータとガイダンスを伴っており、公平な基準で入手可能でアクセス可能であるべきである。

#### 指標

- 15.1 統計は、適切な解釈や意味のある比較を促進する形で提供されている。
- 15.2 配布サービスは、現代的な情報・通信技術を、適切な場合には伝統的なハードコピーを使う。
- 15.3 実行可能な場合には、顧客の企画した分析が提供され、公表される。
- 15.4 研究目的のためにマイクロデータへのアクセスが許されることがある。このアクセスは厳しいプロトコルに従っている。
- 15.5 メタデータが標準化されたメタデータシステムにしたがって文書化されている。利用者は統計的過程の方法とヨーロッパ統計システムの品質基準に関して統計的生産物の品質について常に知らされている。

## 付録3 自己評価調査票（一部抜粋）

EUROPEAN COMMISSION  
EUROSTAT  
Deputy Director General  
Unit 0-2: Statistical governance, quality and evaluation



### European Statistics Code of Practice

#### Self Assessment Questionnaire

#### Guidelines for the use of the Code of Practice Questionnaire

##### What is the Code of Practice Questionnaire?

The Code of Practice (CoP) has been developed by a Task Force of the Statistical Programme Committee in consultation with the quality managers of the European Union national statistical institutes to provide a common tool for a self-assessment against the principles and indicators of the European Statistics Code of Practice. At the same time it will provide the basis for the reporting on the European Statistical System adherence to the principles of the Code.

##### Who should fill in the CoP Questionnaire?

The questionnaire has been designed in a way that – in general – most parts can be filled in centrally, i.e. by horizontal services of the statistical authority, the major addressee being the quality manager of the organisation. Other units involved are the strategic planning and policy unit, the personnel and financial unit, the press office and the dissemination and metadata unit. However, depending on the organisational set-up and in particular on the degree to which information on statistical production processes is centrally available, it might be necessary to involve as well statistical production units. A final review of the results, in particular of the part on the institutional environment and on the follow-up parts for each principle by the head of the statistical authority may promote validity of the results.

##### The objectives of the CoP questionnaire

In the framework of the implementation of the Code of Practice, the European Statistical System will review the Code's implementation periodically by the use of the indicators of good practice for each of the 15 principles. The Statistical Programme Committee will carry out peer review monitoring of the implementation of the Code. With the indicators of good practice varying in terms of detail, the CoP questionnaire is meant as a common basis and help for these reviews.

While organisations may feel free to deviate to some extent from this questionnaire, it benefits a common reading of the principles and facilitates the further processing of the results of the self-assessments.

At the same time it serves to identify at national and – as far as possible – at European Statistical System level, areas for further development and improvement, thus providing the basis for national and Community Code of Practice improvement plans.

Finally this questionnaire will be useful as a kind of checklist for the peer reviews and in communicating the ambition of the Code to national statistical authorities other than the national statistical institutes.

##### The structure of the CoP questionnaire

The CoP questionnaire follows the structure of the European Statistics Code of Practice. It is subdivided into 15 principles and the 3-7 indicators for each of the principles. For each principle the questionnaire concludes with a follow-up part in which particular issues can be highlighted and statistical authorities are requested to reflect upon improvement actions and a time frame towards full implementation of the Code's principles. Room has been foreseen as well to provide additional information and comments on the replies to the questions relating to that principle. Finally, suggestions for improving the questionnaire are invited.

Some questions are highlighted to be answered collectively by the SPC, some of them to require in addition some kind of user consultation. They are to be considered experimental as further reflections will be required to arrive at a meaningful assessment for the European Statistical System. Nevertheless, they have been retained in this questionnaire for reasons of completeness but as well to encourage input to this assessment.

## How to use the CoP Questionnaire

Take the CoP Questionnaire as a basis when reviewing your organisation's position vis à vis the Code of Practice. It may help to raise the right questions, stimulate discussion – including on the pertinence of possible additional follow-up questions or different questions tailored to the organisation's specific situation - and provides a common structure for the results and the identification of improvement actions

For some questions, the reply "yes" or "no" may seem to need some follow-up information. At the same time, questions for which percentages over the organisation are requested may be difficult to reply to given the heterogeneity of the organisation's processes and outputs. Again, here the questionnaire is intended as a first indication only to flag potential areas for follow-up questions, improvement actions or further discussion, e.g. in the framework of peer reviews.

While completing the questionnaire, the glossary at the end of the questionnaire may prove useful in explaining some technical terms and concepts used as well as standards referred to in the questionnaire. Most entries have been taken from the DESAP Self Assessment Checklist for Survey Managers.

### 1. Professional Independence

The professional independence of statistical authorities from other policy, regulatory departments and bodies, as well as from private sector operators, ensures the credibility of European Statistics.

#### Indicator 1.1:

The independence of the statistical authority from political and other external interference in producing and disseminating official statistics is specified in law.

1. a Is, in your country, the independence of the statistical authority from political and other external interference in producing and disseminating official statistics laid down in law?

Yes .....

No .....

#### Indicators 1.2, 1.3 and 1.4:

The head of the statistical authority has sufficiently high hierarchical standing to ensure senior level access to policy authorities and administrative public bodies. He/She should be of the highest professional calibre.

The head of the statistical authority and, where appropriate, the heads of its statistical bodies have responsibility for ensuring that European Statistics are produced and disseminated in an independent manner.

The head of the statistical authority and, where appropriate, the heads of its statistical bodies have the sole responsibility for deciding on statistical methods, standards and procedures, and on the content and timing of statistical releases.

2. Is the hierarchical level of the head of the statistical authority comparable to ....
- ... Minister (or senior political position) .....
- ... Highest (non-political) public servant .....
- ... Other authority (please specify below) .....

3. a Is the appointment of the head of the statistical authority based on a fixed term contract?

Yes .....

No .....  Skip to 4

- b If yes, is it renewable?

Yes .....

No .....  Skip to 4

- c If yes, have the last three heads of the statistical authority completed their appointments according to the fixed terms?

Yes .....  Skip to 4

No .....

- d If no, please, specify below

4. Is the content of statistical press releases subject to Ministerial approval?
- Always .....
- Sometimes .....
- Never .....
5. Is the timing of statistical press releases subject to Ministerial approval?
- Always .....
- Sometimes .....
- Never .....
6. Is the choice of statistical methods, standards and procedures subject to Ministerial approval?
- Always .....
- Sometimes .....
- Never .....

**Indicator 1.5:**

The statistical work programmes are published and periodic reports describe progress made

7. a Has your organisation a statistical work programme?
- Yes.....
- No .....  Skip to 8
- b If yes, is the statistical work programme made public?
- Yes.....
- No .....
8. Is the progress status of the statistical work programme made public?
- Yes.....
- No .....

**Indicator 1.6:**

Statistical releases are clearly distinguished and issued separately from political/policy statements.

9. a Are statistical releases (e.g. press releases, reports, etc) clearly identified as products of the statistical authority?
- Yes.....
- No .....  Skip to 10
- b If yes, how can statistical products be recognised?
- Logo.....
- Design.....
- Copyright .....
- Other (please, specify below) .....
10. Are statistical releases issued separately from political/policy statements?
- Always .....
- Sometimes .....
- Never .....

**Indicator 1.7:**

The statistical authority, when appropriate, comments publicly on statistical issues, including criticisms and misuses of official statistics.

11. As the statistical authority, do you have a specific policy to intervene publicly on statistical issues, in case of ....
- a ... criticism of official statistics  
Yes.....   
No .....
  - b ... misuses of official statistics  
Yes.....   
No .....
  - c ... misinterpretation of official statistics  
Yes.....   
No .....
  - d If yes, please state briefly the policy

**Follow up:**

12. Which is the main area of strength with regard to professional independence of your organisation? Please state below.
13. Which is the main area of weakness with regard to professional independence of your organisation? Please state below.
14. On basis of the above mentioned indicators, which actions would you like to take which are suited to further promote your organisation's professional independence? Please, list the actions below and give the time frame.  
Actions and time frame
15. Which possible improvement actions at European level are suited to promote your organisation's professional independence? Please, list the actions below and give the time frame.  
Actions and time frame
16. Would you like your organisation to have a peer review in the area of professional independence?  
Yes.....   
No .....
17. Do you have comments regarding the principle of professional independence? Please provide these below.
18. Do you have suggestions for improving the questions on professional independence? Please provide these below.

## 15. Accessibility and Clarity

European Statistics should be presented in a clear and understandable form, disseminated in a suitable and convenient manner, available and accessible on an impartial basis with supporting metadata and guidance.

### Indicator 15.1:

Statistics are presented in a clear and understandable form.

1. Does the website of your organisation comply with the W3C Web Content Accessibility Guidelines?
  - a Yes.....
  - No .....  Skip to 2
  - Don't know.....  Skip to 2
  - b If yes, which priority (for more information, please refer to the glossary)?
    - 1.....
    - 2.....
    - 3.....
2. Do you regularly test the usability of your website for different groups of users?
  - Yes.....
  - No .....
3. Is a statistical table usually accompanied by an explanation (explanation on how the statistics should be used, pointers to related statistical information, etc.)?
  - Yes.....
  - No .....
4. a Do you invite user comments on the content and presentation of your statistical outputs?
  - Yes.....
  - No .....  Skip to 5
  - b If yes, do you have active procedures in place to follow-up these user comments?
    - Yes .....
    - No .....
5. Do you offer training for your staff in ...
  - a ... writing press releases?
    - Yes.....
    - No .....
  - b ... dealing with the media?
    - Yes.....
    - No .....

### Indicator 15.2:

Statistics are disseminated using modern information technology

6. What percentage of your statistical outputs is available via the internet?
 

	> 75%	25-75%	< 25%	none
Share of output.....	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### Indicator 15.3:

Custom-design analyses are provided when feasible.

7. a Do you provide tailor-made analyses of your statistical output upon request?
  - Yes.....
  - No .....  Skip to 8
  - b If yes, do the results of the analysis become generally available?
    - Always .....
    - Sometimes.....
    - Never .....

Indicators 15.4 and 15.5, please refer as well to "Statistical Confidentiality":

Existence of strict protocols to access micro data for research purposes.

Metadata are documented according to standardised metadata systems.

8. a Do you have a standard metadata format for your statistical output?
- Yes.....
- No .....  Skip to 9
- b If yes, do you follow an international metadata standard?
- Yes.....
- No .....
- c If yes, which one? (multiple choice possible)
- SDDS (IMF, Eurostat).....
- OECD manual .....
- Other (please specify):
- .....
9. Can your metadata objects be mapped onto the Dublin Core (for more information, please refer to the glossary)?
- Yes.....
- No .....
- Don't know .....
10. Do you apply any measures of metadata quality?
- Yes.....
- No .....

**Indicator 15.6:**

Users are kept informed on the methodology and the quality of statistical processes and output. Please refer to "Quality Commitment" and "Impartiality and Objectivity".

**Follow up:**

11. Please state below the main area of strength with regard to your organisation's approach towards accessibility and clarity of your products:
12. Please state below the main area of weakness with regard to your organisation's approach towards accessibility and clarity of your products:
13. On the basis of the above mentioned indicators of the European Statistics Code of Practice, please list below actions you would like to take which are suited to further improve accessibility and clarity of your products:  
Actions and time frame
14. Please identify below possible actions at European level suited to improve accessibility and clarity of your products:  
Actions and time frame
15. Would you like your organisation to have a peer review in the area of accessibility and clarity of your products?
- Yes.....
- No .....
16. Do you have comments regarding the principle of accessibility and clarity? Please provide these below.
17. Do you have suggestions for improving the questions on accessibility and clarity? Please provide these below.

## 付録4 同業者評価ガイドー評価者用と被評価者（国家統計機関）用ー目次



EUROPEAN COMMISSION  
EUROSTAT

Deputy Director-General  
Unit 0-2: Statistical governance, quality and evaluation



Luxembourg, 7 December 2006

# European Statistical System Code of Practice Peer Reviews:

## The peers' guide

(Version 1.1)

1	Introduction .....	2
1.1	How to use the peer review guide? .....	2
1.2	What is the background of the European Statistical System peer reviews? .....	3
2	Framework for the ESS peer reviews .....	4
2.1	What is the purpose of the peer review? .....	4
2.2	What is the scope of the peer review? .....	4
2.3	Composition of the peer review teams .....	7
2.4	The role of the chair of the peer review team .....	7
2.5	Eurostat peer review desk .....	8
3	ESS peer review methodology .....	8
3.1	Information basis .....	8
3.2	Assessment basis .....	10
3.3	Peer review report .....	12
3.4	Mechanics of the peer review .....	13
	Annex I: Indicative timetable for the ESS peer reviews .....	15
	Annex II: Questions by interlocutor, proposed for the CoP peer review teams .....	15
	Annex III: Background information for and important elements of the principles of the CoP .....	25
	Annex IV: Outline of the structure of the peer review report .....	29
	Annex V: Eurostat Peer review reporting scale .....	30
	Annex VI: Peer review programme - proposal .....	31



Luxembourg, 4 December 2006

# European Statistical System Code of Practice Peer Reviews:

## The National Statistical Institute's guide (Version 1.2)

Introduction .....	2
What is the background of the peer review? .....	2
What is the purpose of the peer review? .....	3
What is the scope of the peer review? .....	4
Preparation of the peer review .....	5
Eurostat peer review desk .....	5
How do I contact the peer review team? .....	5
What kinds of documents are needed? .....	5
What about the user satisfaction survey? .....	7
What shall the programme of the visit comprise? .....	7
Peer review visit .....	8
How do I inform internal/external participants? .....	8
Peer review report .....	9
What is the NSI role in finalising the peer review report? .....	9
What will happen after the peer review report has been finalised? .....	9
Peer review checklist for NSIs .....	9
Annex I: Indicative timetable for ESS peer reviews .....	10
Annex II: Peer review programme - proposal .....	11
Annex III: User survey on key quality aspects .....	12
Annex IV: Description of the National Statistical System .....	18

付録5 ヨーロッパ統計実践規約に基づく同業者評価の要約(Executive Summary)部分の翻訳 【いずれも Eurostat ウェブサイトの quality-Peer review reports by country から取り出すことが出来る】

I	チェコ統計局	2006年3月29-31日
---	--------	---------------

2006年7月5日

最初の同業者評価(試験)は、2006年3月29-31日にチェコ統計局(CzSO)で行われた。同業者評価の狙いは、CzSOの自己評価調査票を出発点として利用しながら、ヨーロッパ統計実践規約の実施を追跡し、同時に、同業者評価をヨーロッパ統計制度全体で開始するに先立って、その方法論をテストするものであった。

評価チームのメンバーは、Ms.Martia Harn(Unit0-2, Statistical Governance, quality and evaluation, Eurostat),Mr.Richard Laux (Director,Statistics Policy Division,ONS), Mr.Staffan Wahlstrom (座長:Senior Adviser, Excutive office,Statistics Sweden)であった。

チェコの同業者評価の期間に、評価チームは CzSO の管理者、地方事務所の代表者をふくむ CzSO の中間スタッフと会った。チームはまた、チェコ共和国の統計の他の生産者の代表、利用者と回答者の代表と会った。会合への参加者と機関のリストは付録2を参照。

### 主な知見とすぐれた実践

チェコ国統計業務法は、チェコの統計機関の専門的/政治的独立性を保証している。CzSOの局長は生産と配布の事項における独立性を保証されている。局長は内閣の会合に参加でき、参加している。我々の印象では、国家統計制度における CzSO の調整役割は、一法律に示されているように政治から独立して一チェコ共和国では現実のものであるということであった。しかし、この調整役割は、さらに発展させることができる。

CzSO は、十分発展した統計局である。CzSO は、チェコの同業者評価の間に取り上げられたヨーロッパ統計実践規約の原則をかなりの程度遵守している。この遵守は幾つかの進行中の開発活動があるので、将来一層改善されるだろう。重要な一例として、チェコ共和国の統計調査システムの再設計プロジェクトは、チェコの統計の品質をあらゆる次元において改善することを狙った戦略的開発プロジェクトである。このプロジェクトのワーキング・グループのメンバーとプロジェクトの指導者たちは、CzSO の「若手統計家」である。このプロジェクトを通して彼らは、自らの将来の統計活動への関与を形成する戦略的役割を与えられている。

検討チームはチェコの同業者評価の間に幾つかの観察をした。彼らは、最後の会合で、

CzSO 局長の Mr.Jan Fischer と会った。Mr.Fischer と討議し、同意した我々の観察と改善点はこの報告書の第 3 章に示した。改善の活動も付録 3 にまとめられている。

## II オランダ統計局 2006 年 4 月 4-6 日

Jay Byfuglien(Statistics Norway)座長, Daniel Defays(German Statistical office),  
Gunter Kopsch (Eurostat)

### 要約

これは 2 つの試験的同業者評価の第二番目のもので、2006 年 4 月 4-6 日にオランダの中央統計局で行われた。この評価は次の 2 つの目的を持つ。

- －オランダ統計局に対して真の同業者評価として行動し、そうすることによって自己評価を検証し、(オランダ統計局が提案したことから出発して) 改善のための領域を確認すること；
- －実践規約タスクフォースが企画し、チェコ統計局にける第一の試験期間に練り上げられた方法をテストすること。

チームの 3 人－Mr.Jan Byfuglien(ノルウェー統計局)座長, Gunter Kopsch(ドイツ統計局)および Daniel Defays(Eurostat)－は、この訪問に先立つ 2 週間の(メンバー間および CBS の窓口担当者との間での)集中的なメール交換を通じて評価を準備した。彼らは会合前の 1 週間に評価を仕上げるための電話会談を行った。最初の試験評価からの簡単な情報が、チェコにおいて何が達成されかについての蓄積をとりあげ、最初の評価チームの勧告を採用することを可能にした。これによって、原則 1～6 と 15 の各指標についての全体的評価に集中し、CBS が提案する一連の改善行動を仕上げるのが合意された。

この訪問は相対的に短い準備時間なので、利用者調査に備える時間はなかった。会合に参加した人々は、背景と訪問の目的、そして用意された質問についての情報を前もって受け取っていた。外部のパートナーは、自己評価の結果を受け取っていない。

この評価は CBS の管理者の代表者とスタッフおよび中央統計委員会 (CCS) の委員長、他のもう 1 つの生産者 (オランダ中央銀行、これは同時に利用者)、および何らかの利用者とのインタビューとして行われた (付録 A 参照)。

前もって用意され配布された質問は限られた程度でだけ使用された。その代わりに質問は、状況により適合しており、明確で適切でない問題に時間を使うことを避けるようなものが採用された。

チームが採用したアプローチは、最初の試験調評価について同意されたものに近かった：

- －チーム内での作業の分担，各メンバーは原則の一部に責任を持ち，ある特定の質問の既存の資料の学習によって備える；
- －最初の日には，CBS の管理者（局長，CCS 委員長，データ秘匿性の責任者，データ配布およびマクロ経済統計に責任を持つ監督者，品質管理者）とのインタビュー
- －主な利害関係者（財務省，経済問題省，社会問題省，中央計画局，科学界が処理する保護されたマイクロ・データを提出する CBS との仲介者である Dans，オランダ中央銀行，および何人かの中堅スタッフ）
- －チームは，結論を共有し，次のインタビューに備えるために予定された会合外に時間をすごした：最初の報告原稿は第 2 日に作成された。

主な知見としては：

CBS はオランダで政府統計の主要な部分の責任を持っており，強い独立した基礎をもっていること，特に CBS に別個の法的人格を与えている 2003 年 11 月からのオランダ統計局法によってそうである。こうして，独立性とデータ収集義務に関連する原則を高いレベルで遵守している。CBS はまた幾つかの分野で強固な方法論的基礎を持ち，統計的秘匿性の分野でも非常に高度に遵守している。以上に述べた原則に関しては，CBS は参照される実践を示していると考えられることができる。また評価した他の原則との関連でも遵守ノレベルは優れていたし，最善の実践からの深刻な乖離は見つからなかった。とはいえ，改善に向けて勧告はいくつかある。行動のリストが用意されている（付録 B）。

### III イタリア統計局 (ISTAT) 2006 年 10 月 23-25 日

2006 年 12 月 14 日

Jean-Etienne Chapron(座長 INSEE France)

Antonio Baigorri(Eurostat), Jan Byfuglien (Statistics Norway),

#### 要約

これは，2つの試験的同業者評価の後の，「正規の」同業者評価であり，2006 年 10 月 22-25 日にイタリアの国家統計局(ISTAT: National Institute of Statistics in Italy)で行われた。

この検討の目的は，ヨーロッパ実践規約の原則 1-6 と 15 に ISTAT を遵守している程度を検討することであった，

同業者評価の間に会合に出席した人には，前もって，背景と訪問の目的，およびガイドラインに含まれている標準的質問に関する情報を受け取った。外部のパートナーは，自己評価の結果を受け取っていない。訪問の後に，ISTAT は同業者評価チームに，この同業者評価の結果を配布するための行動を既に開始していることを通知した。これは，イタリア統計制度におけるヨーロッパ統計実践規約の実施に関する ISTAT の計画の一部である。

この評価は以下との面接として行われた。すなわち、ISTAIの管理者とスタッフの代表者、統計情報の保護委員会（CPSI: Commission for the protection of statistical information）の座長、統計情報の調整委員会（COMSTAT: the Coordination Committee for Statistical Information）のメンバー、省庁、地域、市、イタリア国有銀行からの代表者、研究・科学界、および産業企業の専門団体からの代表者、との面接である。（付録Aの訪問プログラム参照）。残念にも、技術的理由で、メディアの代表者との予定された会合は中止された。メディアを代表するジャーナリストには、eメールを使って同業者評価チームから意見を求められた。

主な知見の幾つかは以下の通りである。

- 専門的独立性、データ収集の義務、秘匿性の保護を許容する堅実な法的枠組み
- ISTATだけの資源は相対的に小さいが、これは、高度に分散化した国家統計制度、制度の単位間の分業という背景を考慮しなければならない。他方で、ISTATがほとんどのヨーロッパ統計の生産に完全な責任を持っていることは注意すべきである。
- 困難で費用のかかる調整、これは品質次元（費用効率性、回答者負担）に幾つかの意味を持ちうる。
- 品質統計は強力であるが、より利用者向けのアプローチ、およびTQM政策がなお実施されるべきである。
- 一般的にISTATは、公平性と客観性との関連では適切な法的枠組みを持っている。主要な課題は、より体系的な利用者向けであり、国際社会にとってアクセス可能な（英語）の文書の開発。
- ISTATは、広い範囲への配布政策を持っているが、データとメタデータに関連する利用者の要求により一層見合う改善が必要である。

#### IV オーストリア 2006年11月22-24日

Richard Laux(座長-ONS,UK),

Hilkka Vihavainen(Statistics Finland), Martin Harn(Eurostat)

##### 要約

2000年はオーストラリアの政府統計にとっては、連邦統計法の施行をもって分水嶺の年であった。これは、ヨーロッパ統計実践規約の実施に関わって以下のような主要な特徴をもつ。

- ・ 国連政府統計基本原則と一致する包括的統計原則を明確に述べ、オーストリア統計局の総合管理（TQM）アプローチを埋め込んでいる。
- ・ ガバナンスの整備は、(新しく創設された)オーストリア統計局の専門的独立性と堅実な事業管理を強化するよう企画された。
- ・ ヨーロッパの規制-2003年に成立した法律の修正の結果として、予算を削減できない一の実施を含めて、「新しい」仕事について省庁に負担を負わせる条項を伴って（こ

の時点で開始される統計を行うための) 定められた年次予算に基づいて資金を用意すること。

オーストリア統計局は、ヨーロッパの指導的国家統計局の1つにあるという抱負を反映して、野心的な機関である。それは、非常に良く管理され、治められているようにみえる。それは、品質への強く効果的に傾倒しており、仕事のすべての側面に及んでおり、近年特に効果的になった—2004年の新しい設備への移動は、現代的、十分な施設を持った組織という印象を強める助けとなった。それは、相対的には若い(そして、ますます高度な資格を持つ)労働力を有しており、それは十分に訓練され、熱心に見える。調査回答者の代表者は、データ収集事項に影響を与える機会を持っている。局とその生産物/サービスは、最近の利用者満足度調査に基づいて、利用者から良く見なされているし、メディアの批判は最小である。

オーストリア統計局は、(現在の同業者評価で取りあげられている)原則1-6と15の指標の大半で「完全に」従っている。他のすべての場合は「かなり」従っている。それはまた、事実上、すべてのEUの統計規制に従っている。これを基礎にして、それは、その戦略的抱負を達成する方向で大きく速やかな前進をとげつつある。

オーストリア(連邦)統計制度は高度に集中されている。その国家統計局、オーストリア統計局は、オーストリア内部で生産されるヨーロッパ統計の大部分に責任を持っている。それは、他の連邦統計部署と連携を持つが、それらは現在は十分は発展しておらず、あるいは体系的でない。「調整」が連邦統計法では要求されていないことは注目すべきである。

## **V キプロス 2006年12月13-15日**

**2007年2月19日**

キプロス共和国統計庁(CYSTAT: Statistical Service of the Republic Cyprus)はキプロスの統計問題における真の機関である。この地位は2000年以来統計法で強く支援されている。CYSTATは強く信頼されている。これは、統計の収集、方法と配布において統計制度の独立性を支援する統計法規に基づいて、スタッフの強い倫理に支えられている。CYSTATの管理とスタッフは、法の意図の実現に成功している。これは、高いレベルの専門的独立性、データ収集の強い義務、統計的秘匿性に対する十分に発展した規則、を意味する。これはまた、CYSTATがキプロスの統計制度における強い調整を意味する。

統計の配布は、CYSTATのウェブサイトCYPRUS-Statistical Service of Cyprusを経た現代的方法で行われている。

CYSTAT は非常に優れた事業の文化を持っている。同業者評価チームは、利用者が提供される優れたレベルのサービスについて述べている多くの証拠を見出した。

高い回答率は統計の品質にとって不可欠である。CYSTAT が行う調査における回答率は、例外的に高く、通常 90%以上である。

キプロスは EU 加盟国になって以来、キプロスの統計制度は劇的に発展した。短期間のそのような変化は、CYSTAT のスタッフにとっては、真の挑戦と非常な仕事量を意味した。EU 加盟国としての最初の数年には、CYSTAT においては、分析的作業、品質作業での体系的アプローチ、そして活動の専門化の余地はわずかしかなかった。これらの見地は、今後の数年においてより高い優先度を与えられるべきである。

スタッフ数のレベルと仕事量のバランスを取り上げられるべきである。幾つかの異なる方法が試みられるべきである（3章の原則3）。

同業者評価チームは、キプロス（および他の小さな EU 諸国）は、ヨーロッパ原則の第一に基づいて、幾つかの EU 規制での統計報告要求について削減を受けることが許されるべきという意見を持った。

## VI エストニア 2006年11月6-8日

2006年12月22日

### 要約

主な知見（国家統計局の調整役割の評価をふくめて）

- (1) 同業者評価チームは、エストニア統計局のパフォーマンスと専門性について非常に良い印象を持った。これは局が、特に近代的独立国のニーズに対応して自らを再構成するためにわずか15年前に作業を出発させなければならなかったかなり若い機関であるという点から見ると、大きな達成である。ヨーロッパ統計プログラム、古い加盟国の統計局が数10年間にわたって従事していた課題を、相対的に短期間にわたって管理しなければならなかった。
- (2) 同業者評価は、合意されているとおり、実践規約の一定部分に限られており、エストニア統計局の制度的環境と統計情報の配布をとりあげる。しかし、エストニアの政府統計の利用者とのインタビューと、エストニア統計局が2006年9月に行った利用者調査の結果から、規約のすべての原則に及ぶ優良な実践の指標からみて、大きな前進が非常に速やかになされていることが確認された。しかし、ある利用者は顧客のニーズを考慮に入れて、顧客により大きな焦点をあてることを見たいとのことであった。

- (3) エストニアでは2つの機関、すなわち、エストニア統計局とエストニア銀行だけが、政府統計を作成している。両機関とも非常に良く協力しており、その分業は法律にうたわれている。
- (4) 政府統計法に従いながら、エストニア統計局は、専門的独立性、公平性、客観性および統計的秘匿性の原則の実行を重んじながら、ヨーロッパ統計を生産し配布している。チームは、この法律のいくらかの修正を勧告したい。修正は、特に、エストニア統計局に、統計公表の時点と内容の問題で独立性を与える明白な条項を含める必要と、局の方法上の独立性とは乖離するように見うる年次計画の採用に関するある条項（すなわち、統計調査を実施する際に収集し、使用するデータのリストの承認）を削除する必要に向けてのものである。さらに、エストニア統計局長の地位と役割をめぐっても法的な明瞭性が追求されるべきである。
- (5) エストニア統計局は、データ収集義務に関する原則2には完全に従っている。行政データを使用する権利についても強い条項を持っている。しかし、税務データの使用に関しては、技術的ならびに組織的困難がなお存在する。政府統計が実施される過程での個人データ保護法の類 k 等に関する異なった解釈が問題を生んでおり、これは直ちに解決されるべきである。
- (6) 現在エストニア統計局が使用できる資源は、ヨーロッパ統計の要求に応えるためには十分であると考えられる。しかし、エストニア統計局がますます競争的になっている労働市場環境の中で、熟練したスタッフを獲得し、維持し続けることができることを保証するためには、追加的資源が要請されるだろう。
- (7) 高い質の生産物を保証することは、エストニア統計局の主要な目的の1つである。それにもかかわらず、品質に向けた体系的枠組みを導入し、そういった枠組みの中に多くの既存の品質手段を含めることが計画されている。
- (8) 一般の利用者は、エストニア統計局が生産している統計情報へのアクセス可能性と明瞭性に関しては肯定的意見を持っている。標準化されたメタデータの計画的導入と電子的配布の一層の発展が、現在の状況を大きく強化するだろう。
- (9) エストニア統計局の管理者は、実践規約の遵守を一層改善するための明確な解決策を表明した。同業者評価チームは、この報告書の第7章で述べられている改善行動についての野心的なリストを論議し、完全に支持した。

## **VII アイルランド 2007年1月22-24日**

2007年3月15日

### **要約**

アイルランドの中央統計局（この報告書では CSO と呼ぶ）は、統計事項に関するその独立性を保証するために、Taoiseach(首相)府に付属する別個の局として1949年に設置された。1926年と1946年の統計法は、1994年まで統計の編集のための法的基礎を提供した。1993年の統計法（1993年21号）は、アイルランドの政府統計の作成と配布

に現代的な法的基礎を提供している。

同業者評価チームが抱いた印象は、CSO は公的行政組織の間では高く尊敬されており、その統計的ならびに作業的な業績は、国全体で、政府、メディアおよび利用者にとって認められているように見えるというものであった。

統計法の法的枠組みと CSO によるその実践と手続きについての提示によって、同業者評価チームは、CSO はヨーロッパ統計実践規約の原則によってガイドされていることを確信した。CSO は原則 1-6 と 15（現在の同業者評価で評価される原則）の大半の指標で「完全に」従っている。他の幾つかの場合、特に品質保証の分野で、規約の指標は、かなり対応している、あるいは部分的に対応している、である。統計生産物の現在の品質とスタッフの品質は非常に良いであったが、操作手続きの品質保証は、実施の過程にあるだけである。

統計法は、実践規約の幾多の見地において、基本的資産であると考えられている。さらに、ガバナンスの点で、それは、1986 年依頼活動してきた国家統計委員会（NSB:National Statistical Board）を設置した。委員会は戦略的な助言機関であり、CSO に対する幅広い制度的つながりにリンクしている。

アイルランドの統計制度は、中央統計局が大半の政府統計に責任を持っており、高度に集中化している。現在の CSO の戦略的計画は、NSB の統計 2003-2008 年戦略報告に導かれている。この戦略は政策立案の基礎になる証拠としての情報とデータ要求に応じるために、統計への「全システム」アプローチを発展させることに焦点を置いている。それが強調しているのは、CSO が、すべての公的システムに対して専門的統計事項に基づくガイドを提供する際に、強力な中心的役を果たす必要である。それはまた、政府統計を補足する源泉として行政データを一層取り上げることを主張している。CSO はこの戦略を発展させ調整しつつあり、税務データや、より最近では警察による犯罪登録情報といった幾つかの領域で、すでに取り決めを行っている。

評価の会合は適切に準備され、我々はすべての関連する人々に会う機会を得た。唯一のケースであったが、事前に CSO との同意があったにもかかわらず、外部的要因によって、回答者の代表は、そのための会合に 1 人だけしか出席しなかった。

## **VIII フランス 2007 年 1 月 24-26 日**

Adrian Redmond(座長 : CSO,Ireland),

Marc Debusschere(Statistics Belgium),Pedro Diaz Murioz(Eurostat)

要約

同業者評価の目的は、Insee(Institute National de la Statistique et des Etudes Economiques)が、ヨーロッパ統計実践規約の原則1-6と15に従っている度合いを評価することである。評価チーム－Adrian Redmond(CSO,Ireland)が座長で、Pedro Diaz Murioz(Eurostat)と Marc Debusschere(Statistics Belgium)からなる－は2007年1月24-26日にInseeを訪問した。インタビューは、Inseeとその地方事務所の管理者とスタッフ、省庁の統計部門の長、CNIS(Conseil National de l' Information Statistique)とその小委員会(利用者、生産者およびデータ提供者を代表する)のメンバー、主要な利害関係者およびメディアと行われた。

主要な知見は以下のとおりである。

- －Inseeは統計的問題における法的独立性を持っていないが、実践においては、専門的独立性は、その文化の強固な部分になっている。しかし、その独立性がメディアにおいてときどき疑問視されているという事実は、独立性が常に保たれてはいないという理解がある者にはあることを示している。
- －フランスの統計業務においては、データ収集に関して強固な法的基礎を持ち、また行政データへの優れたアクセスを持っている。
- －スタッフの数と質は、統計的要求を満たす上では十分である。財政的資源は、改善の余地を幾つか残しながらも、十分であり、新しいLOLF(Loi Organique relative aux Lois de France)法はInseeに幾つかの柔軟性を与えている。
- －Inseeにおける品質手続きは、十分に総合化された品質管理システムを使ってはいないが、高いレベルにある。最近開発された品質行動計画が目下実施中である。
- －統計的秘匿性は、国のある特殊性にもかかわらず、法律によって十分に守られており、この機関の価値としてしっかりと備わっている。企業と世帯に関して異なる扱いをふくむ二重の法的枠組みは、ある複雑さをもたらしている。
- －Inseeは公平性と客観性に関して優れた基準を持ち、メディアをふくめてインタビューされた利用者は、Inseeとその生産物を客観的で党派的ではないと見なしていた。
- －Inseeは、多数の広く利用されている配布生産物を有しており、これらは利用者によって高い品質を認められている。現在は、ウェブサイト上での一連の文書を増加させることと、サイトのユーザーフレンドリネスを強化する必要がある。
- －機能と地理において高度に分散しているにもかかわらず、この統計システム、制度的にも技術的にも強く調整されている。主な調整役割は、CNISが果たしており、このCNISは広い義務を持っており、また、生産者、利用者および他の利害関係者の間の対話の場となっている。Insee自体は、概念、調査、技法、分類を調整する上で重要な役割を果たしている。それは、省庁の統計部署の活動を調整し、CNISの秘書として活動し、個人と企業のレジスターを管理し、政府統計のオンラインの窓口を維持し、フランスの政府統計システムを国際的に代表している。Inseeはまた訓練とキャリア開発の中心的責任を持っている。
- －報告書で強調されている優良な実践としては、Inseeが管理している十分に開発されたスタッフの異同システム、構造的事業統計の体系の根本的な再設計であるむ野心的

な RESANE(REFonte des Statistiques ANnuelles d'Entreprises)プロジェクト, および Insee と 諸省庁の統計部署が公表する政府統計へのアクセスを与える便利なウェブ入口である。

同業者評価チームの勧告を要約すると

- Insee は, 実行可能な限りで速やかに, 統計事項での法的独立性を与えられること
- Insee の統計活動をその行政的活動と分離することの実行可能性が検討されるべきであること
- Insee がその品質報告を事業統計の全体的領域に拡大するプロジェクトを終えるときに, 品質報告は, すべての世帯調査に及ぶよう更に拡大されるべきであること
- 事業と世帯のマイクロデータの扱いが非対称であること, および研究者がマイクロデータにアクセスする Insee の前提についての安全センターを創設することの実行可能性とを検討するべきであること
- 全体的な統計的秘匿性規則と手続きを説明する文書を作成し, Insee のウェブサイトでも d 利用可能とすること
- 政府機関と新聞への事前発表についての Insee の政策が Insee のウェブサイトでもっと容易に入手できるようにすること。

付録 6 日本統計研究所『統計研究参考資料』における「統計の品質」論のとりあげ  
—目次の提示

統計研究参考資料 No.61 (1999.12)

「統計の品質」をめぐる一翻訳と論文

## 目次

### 翻訳

1. Eurostat(1998) 統計の品質についての標準報告書  
Eurostat/A4/Quality/98/General/Standard Report/(Proposal) 1
2. Eurostat(1998) 統計における品質の定義  
Eurostat/A4/Quality/98/General/Definition 16
3. Eurostat(1998) 統計の品質に関する用語説明  
Eurostat/A4/Quality/98/General/Glossary 24
4. Raoul Depoutot(1998) 統計規範の品質 33
5. Eurostat, Sub-Group(1998) 規範の品質：最終報告 42
6. Raoul Depoutot(1998) 国際統計機関の統計生産物の品質 68

### 論文

7. 伊藤陽一(1999) 統計の品質 (統計の真実性と関連諸要因)  
—最近の国際的論議を参考に— 80
- 訳者 (執筆者) あとがき 96

統計研究参考資料 No.79 (2002.9)

「統計の品質」をめぐって—翻訳(2)

目次

翻訳— (伊藤陽一:1, 3, 4, 5, 6 千葉敦史:2, 8, 9)

IMFの「データ品質参考文献」サイト

1. データ品質参考文献サイト 1
2. C.S.Carson and C.Liuksila (2001), データの品質評価の枠組みに  
向けての更なる諸手段 10

政府統計の品質に関する国際会議(2001年5月)から

3. LEG (2001), 品質に関するリーダーシップ・グループからの要約報告 30
4. M.Haworth, M.Bergdahl, M.Booleman, T.Jones and M.Madaleno (2001),  
ヨーロッパ統計システムのための品質枠組みの章 60
5. L.Japiec (2001), 国家統計機関における品質実践の調査 72
6. M.Bergdahl, M.Booleman, R.v.Brakel and W.Grudewald (2001),  
異なる品質管理メインフレームの相互関係 80
7. Q2001 会議報告一覧 88

その他から

8. J.Charlton and S.Bailey (2001), データの品質を向上させる  
最良の方法とノウハウの分かち合い 95
9. W.Bier and H.Ahnert (2001), 速報性と正確性の間のトレードオフ 116

論文

10. 伊藤陽一(2000)「『統計の品質』論と統計制度の品質をめぐって」  
(経済統計学会第44回全国総会配布論文) 123
11. 伊藤陽一(2001)「統計の品質に関する総合的な枠組みの提示—政府  
統計における品質に関する国際会議(The International Conference  
on Quality in Official Statistics)—ストックホルム, 2001年5月14~15日—」  
(『統計学』No.80) 137
12. 訳者解説 140

統計の品質(3):国際機関の統計の品質—Q2004サテライト会議を中心に—

目次

翻訳

1	国連統計部提供(2004)統計活動の調整委員会 国際機関のデータ品質に関する Q2004 サテライト会議への追加 ドイツ, ウィスバーデン。2004 年 5 月 27-28 日	1
2	Ivo Havinga, Gisele Kamanou, Stefan Schweinfest, Willem de Vries (国連統計部) 品質問題に挑む—国際政府統計のため品質枠組みに向けて	10
3	Enrico Giovannini and Denis Ward – Statistics Directorate, OECD OECD 統計の品質枠組みを整える	35
4	Haishan Fu, Human Development Report Office, UNDP データの不一致, 統計の信用性, および人間開発報告	49
5	Neil Fantom, Development Data Group, World Bank MDG指標との関連で国際統計システムについてのPARIS21の研究「ミレニアム 開発目標の監視:現在の弱点と可能な改善」を紹介する	59
6	Enrico Giovannini, OECD主任統計官 : 国際統計の品質を改善するための国際機関の共通戦略に向けて	69
論文		
7	伊藤陽一(2005) 国際統計(機関)における統計の品質論について	93
	訳者あとがき	127

統計の品質(4): 翻訳と論文  
—IMF・品質サイトと Q2004 を中心に—

目次

第 I 部 国際通貨基金(IMF)によるデータ品質に関する参考サイト(翻訳)

1. データ品質に関する参考サイト	1
-------------------	---

第 II 部 Q2004 提出論文(翻訳)

2. Johann Hahlen (ドイツ統計局長)	
歓迎挨拶	23
3. Pedro Díaz Muñoz (Eurostat 部長)	
歓迎挨拶	25
4. Svante Öberg (スウェーデン統計局長)	
欧州統計システムにおける品質の課題	29
5. Johanna Laiho (フィンランド統計局)・Anja Nimmergut (ドイツ統計局)	
データ品質管理のために自己評価を使う—DESAP の経験	43
6. Håkan Lindén (欧州委員会)・Haralambos Papageorgiou (ギリシャ大学)	
標準品質指標	61
7. Martin Karlberg and Laurent Probst (Eurostat)	
品質への道—ESS における品質に関する LEG 勧告の実行—	87
8. 付録: Q2004 報告一覧	117

第 III 部 研究論文

9. 水野谷武志 (2005)	
国際的な統計改革と統計品質論	133

訳者(執筆者)あとがき	159
-------------	-----